

第3期

(2023年度～2027年度)

島原市地域福祉計画 島原市地域福祉活動計画

ふれあい・
支え合いの
まちをつくろう

健やかで
生きがいのある
まちをつくろう

サービスが
利用しやすい
環境をつくろう

安全・安心に
暮らせる
まちをつくろう

みんなが助け合いながら安心して暮らせる
まちをつくろう

令和5年3月

島原市・島原市社会福祉協議会

はじめに



島原市では、「未来へつなぐ島原らしさ 暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち」を目指す将来像とし、将来像を実現するための基本理念を「今日を支え、明日を創るまちづくり」としています。そして「健康で自立と生きがいを支えるまちづくり」を基本目標の1つとし、地域で暮らすうえで支援の必要な高齢者や障害のある人が自立し、生きがいを感じながら暮らし続けられる支援体制を構築するとともに、様々な世代、立場の人々が互いに

支え合い、人と人のつながりを大切にしたい社会の実現を目指します。

現在の社会においては、少子高齢化や核家族化の進展にともない、人々のライフスタイルにも大きな変化が表れています。人々の価値観や考え方が多様化するとともに、家庭や地域における人と人との繋がりが希薄化していく中で、これまでどおりに地域で生活していくことに不安を感じている方も少なくありません。

このような背景から、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、全ての人がお互いに認め合い、尊重し合う共生社会の実現を目指して、平成25年3月、第1期島原市地域福祉計画を策定いたしました。

この計画は、住民主体の地域福祉を推進し、お互いに支え合う地域社会の実現を目標にしており、地域の方々をはじめ、ボランティア団体、各関係機関、行政など、全ての人々がそれぞれ協働しながら、福祉コミュニケーションを創りあげ、地域福祉の推進に関する地域全体の取り組みを推進してまいりましたが、この度、第2期計画の策定から5年を迎え、目標の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、第3期島原市地域福祉計画として策定したところでございます。

結びに、計画策定にあたりまして、ご尽力を賜りました本計画の策定委員会委員の皆さまをはじめ、市民アンケートなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました皆さま方にも深く感謝申し上げますとともに、市民の皆さまのなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

島原市長 古川 隆三郎

はじめに



島原市社会福祉協議会では、島原市と連携して令和5年度から令和9年度までを計画期間とする第3期島原市地域福祉活動計画を策定いたしました。これまでの計画と同様に基本的な理念である「地域福祉の推進」をもとに、引き続き、地域に根ざした活動を市民の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

2025年は、団塊の世代がすべて後期高齢者の仲間入りをするとともに、島原市における人口減少が更に進行し、ますます少子高齢化が加速することになります。そのため、一人暮らし高齢者や認知症高齢者はさらに増加し、小地域活動として各地域で行われている高齢者の見守りや健康増進などの活動はますます重要になってまいります。また、成年後見制度などの権利擁護事業の利用者も増加していくものと思われます。

今日、わが国の地域社会は、少子高齢化の進展のほか、地域社会のつながりや家族構成、ライフスタイルの変化など、社会構造が大きく変遷してきました。また、経済的困窮や社会的孤立など、公的制度だけでは対応が困難な問題が広がっています。こうした中、すべての市民が安心して生活できるよう、地域で様々な活動主体と繋がりを持つ私たち社会福祉協議会には、人と情報のネットワークの中核としての役割を果たすことが期待されております。

私たちは、こうした地域の期待に応えられるよう組織体制を強化するとともに、社協職員が積極的に地域づくりのコーディネーター役として役目を果たせるよう社協機能を強化していきたいと考えております。その上で、本計画の着実な推進を図り、地域の人びとが安心して生活することができるよう「福祉のまちづくり」の実現を目指して取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました策定委員の皆様をはじめ、住民アンケートにおいて、ご意見・ご協力いただきました多くの市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

島原市社会福祉協議会会長 小川 学

< 目 次 >

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景.....	2
2. 計画の目的.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の期間.....	5
計画の位置づけ（イメージ図）.....	6
第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題	8
1. 人口構造等.....	9
(1) 年齢区分ごと男女別人口.....	9
(2) 男女別人口の推移.....	10
(3) 年齢区分別人口割合の推移.....	11
(4) 世帯数の推移.....	11
2. 支援が必要な人等の状況.....	12
(1) 障害のある人の状況.....	12
①身体障害のある人の状況.....	12
②知的障害のある人の状況.....	14
③精神障害のある人の状況.....	16
(2) 高齢者の動向.....	17
①65歳以上の人口.....	17
②年齢別高齢者の状況.....	17
(3) 生活困窮世帯の状況.....	18
①生活保護世帯数等の状況.....	18
②被保護世帯類型別保護世帯数の状況.....	18
③労働力類型別保護世帯数の状況.....	18
④自立相談支援事業実施状況.....	19
3. 住民アンケートの実施概要.....	20
第3章 計画の基本理念と基本目標	21
1. 計画の基本理念.....	22
2. 計画の基本目標.....	23
3. 施策の体系.....	24

第4章 施策の展開	25
1. ふれあい・支え合いのまちをつくろう.....	26
(1) 地域におけるふれあいや交流の促進.....	26
(2) 支え合い・助け合いの意識づくりと活動の促進.....	27
(3) 地域での見守り体制の充実.....	29
(4) 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり.....	31
2. サービスが利用しやすい環境をつくろう.....	33
(1) 情報が得やすく、相談しやすい体制づくり.....	33
(2) 福祉サービスの充実と適切な利用促進.....	34
3. 健やかで生きがいのあるまちをつくろう.....	36
(1) 高齢者や障害のある人が生きがいをもって 活動できる場や機会づくり.....	36
(2) 健康づくりの推進.....	37
(3) 高齢者や障害のある人の社会参加の促進.....	39
4. 安全・安心に暮らせるまちをつくろう.....	41
(1) 防災・防犯対策の推進.....	41
(2) 安心して住み、外出できる環境づくり.....	42
(3) 再犯防止の推進.....	44
その他 「新たな日常」に対応した地域福祉の促進.....	45
5. 数値目標.....	46
第5章 計画の推進	50
1. 市役所内の推進体制の整備.....	51
2. 地域福祉の推進を担う島原市社会福祉協議会の役割.....	51
3. 住民、関係団体との連携.....	51
資料編	52
住民アンケート集計結果.....	53
1. 島原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱.....	62
2. 島原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿.....	64

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、全国的に少子高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立が進展するなか、8050問題やダブルケア問題など住民が抱える課題についても多様化・複雑化しており、旧来の「高齢者」「障害者」「子育て」といった分野別・機能別に整備された公的支援では対応が困難なケースが増加しています。

国はそのような状況を踏まえ、様々な生活課題を抱えた人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる地域共生社会の実現に向けた体制整備を進めています。

また、地域共生社会の実現に向けた一環として、平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。更に、令和2年の社会福祉法の改正では、市町村が包括的な支援体制を整えるため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行っていく「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されています。

今後ますます増加していく様々な福祉課題に対応していくためには、行政や福祉事業者が行う支援だけでは限界があることから、町内会・自治会、ボランティア、NPOなどの様々な組織や地域住民が連携し、住民に身近な地域で福祉の様々な問題の解決に向けて取り組んでいく方法をみんなで考えていくことが重要となります。

2. 計画の目的

平成12年、これまでの「社会福祉事業法」を改め制定された「社会福祉法」では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げると共に、地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。

島原市並びに島原市社会福祉協議会では、平成25年3月に「第1期島原市地域福祉計画・島原市地域福祉活動計画」を策定し、「みんなが助け合いながら安心して暮らせるまちをつくろう」を基本理念として地域福祉施策の推進に取り組んできました。今回、「第2期計画」が令和4年度で最終年度となることから、更なる地域福祉を推進するために計画の見直しを行い、「第3期島原市地域福祉計画・島原市地域福祉活動計画」を策定します。

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

3. 計画の位置づけ

島原市地域福祉計画は、本市のまちづくりの指針である島原市市勢振興計画を基軸に、社会福祉法第107条に規定する地域福祉の推進に関する事項を定めた計画です。

内容としては、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉・子育て支援、地域保健など、部門ごとの個別計画と「地域福祉」の理念を共有する部門別計画の一つであり、地域福祉を総合的に推進するため、他の個別計画との連携を図りながら、地域住民や福祉関係者などが協力して取り組むための、福祉保健の総合的かつ横断的な行政計画です。

また、本計画では、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「島原市再犯防止推進計画」について、本項目の一部を位置付けます。

◆社会福祉法における市町村地域福祉計画の位置づけ◆

【社会福祉法（抜粋）】 ※改正社会福祉法は平成30年4月1日施行

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

■再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

また、島原市地域福祉活動計画は、島原市社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

具体的には、「住民のニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職、多様な福祉サービスや福祉活動を行う団体が役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加などを促進するための諸活動」「住民の福祉問題に対する理解促進の活動や参加を促進する諸活動」「住民の様々な要望や願いを実現するための福祉のまちづくりに向けたソーシャルアクション機能」まで含んだものとなります。

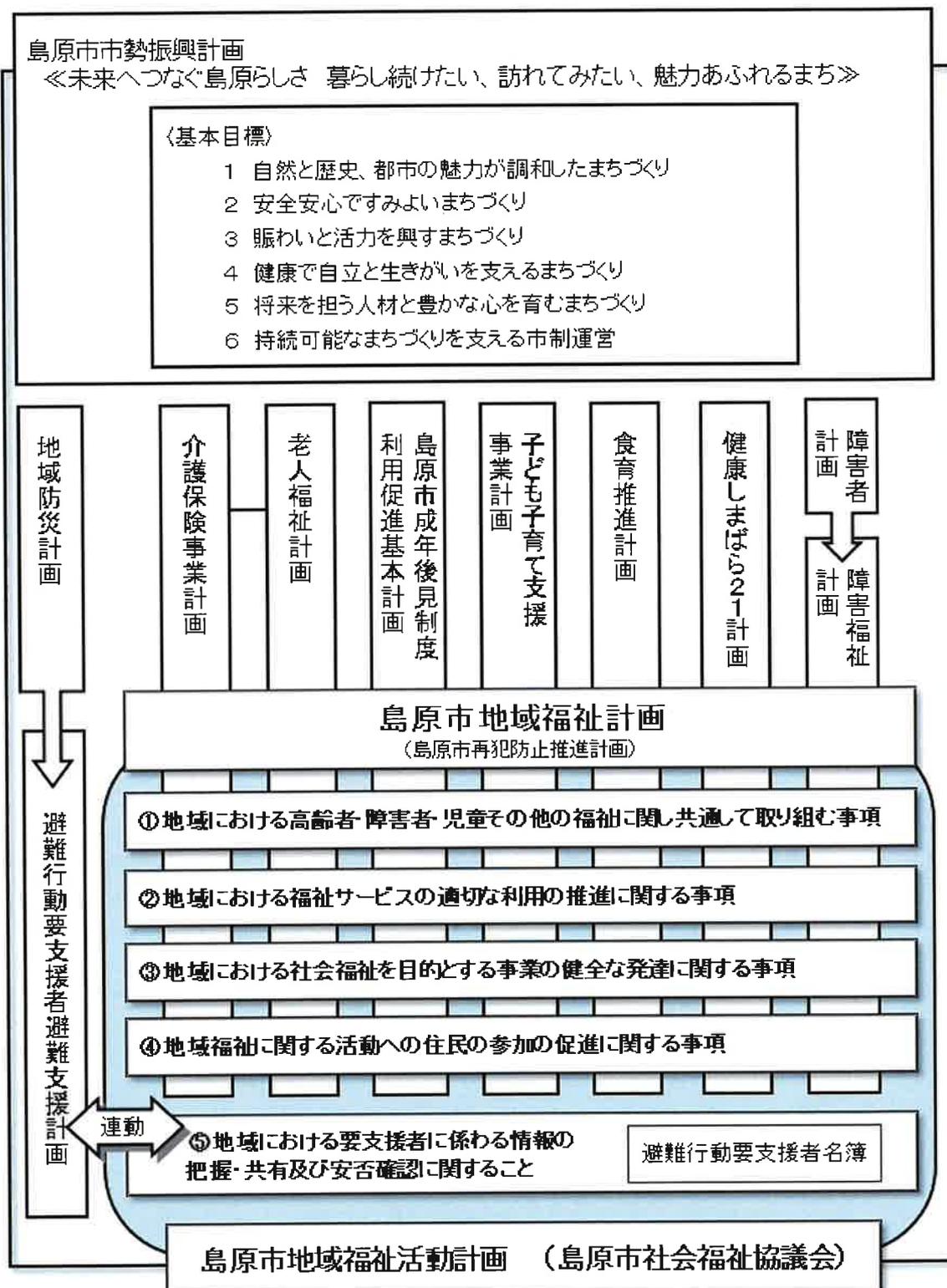
両計画は、いずれも地域福祉の推進を目指すものであり、地域の構成員の参加を得ながら地域の生活課題や社会資源の状況、地域福祉推進の理念、地域住民の参加による福祉活動やそれに対する支援策などを関連づける必要があることから、両計画の策定にあたっては、内容を一部共有したり、策定過程を共有するなど相互に連携することが重要です。

このような考え方に基づいて、本市ではこの2つの計画を一体的に策定しています。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）を初年度とし、令和9年度（2027年度）を目標年度とする5か年とします。ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

島原市地域福祉（活動）計画の位置づけ（イメージ図）



第1章 地域福祉計画の策定にあたって

◆策定委員会



◆市民アンケートの実施



第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

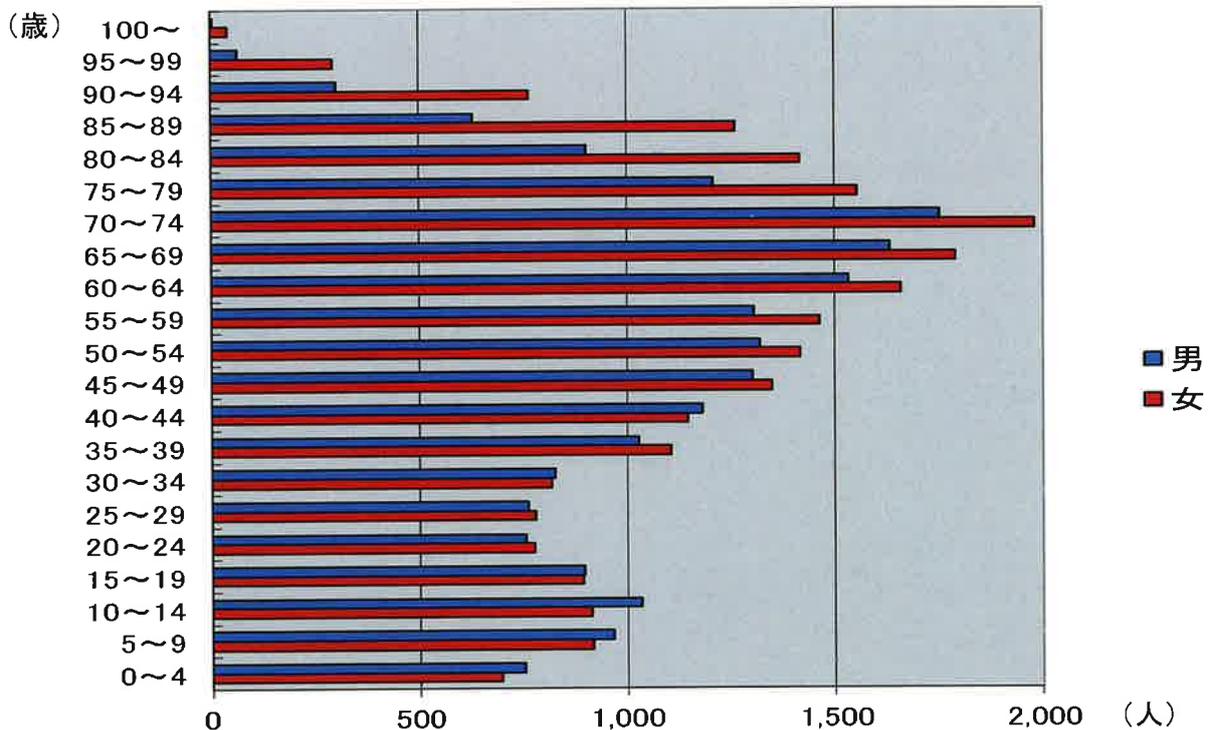
1. 人口構造等

本市の総人口は昭和55年の国勢調査以降、減少を続けており、令和2年国勢調査では43,338人となっており、平成27年と比較して約4.6%（約2千人）減少しています。一方、世帯数については同じく令和2年は17,095世帯となっており、平成27年と比較してもほぼ横ばいで推移しており、核家族化は徐々に進行していることがわかります。

(1) 年齢区分ごと男女別人口

年齢別人口 (※ 住民基本台帳人口(令和5年1月1日時点) 単位:人)

年齢	0~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39
男	754	967	1,034	897	755	761	827	1,027
女	697	917	913	892	775	780	816	1,104
計	1,451	1,884	1,947	1,789	1,530	1,541	1,643	2,131
年齢	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79
男	1,180	1,301	1,317	1,304	1,531	1,631	1,753	1,206
女	1,144	1,349	1,414	1,463	1,658	1,790	1,982	1,554
計	2,324	2,650	2,731	2,767	3,189	3,421	3,735	2,760
年齢	80~84	85~89	90~94	95~99	100~			計
男	903	629	301	65	6			20,149
女	1,414	1,260	764	293	41			23,020
計	2,317	1,889	1,065	358	47			43,169



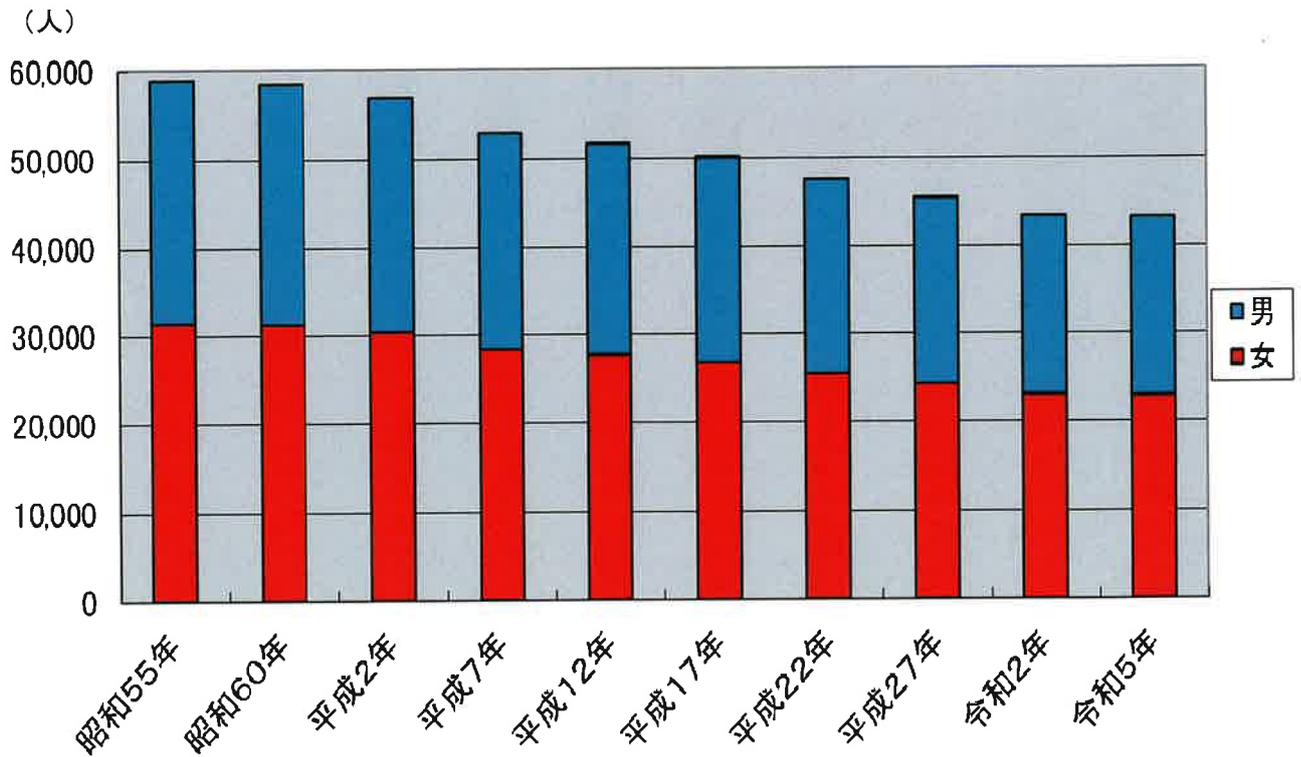
第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

(2) 男女別人口の推移

(※国勢調査人口)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
男	31,488	31,217	30,503	28,313	27,675	26,840	25,470	24,437	23,181	23,020
女	27,402	27,240	26,400	24,540	23,888	23,205	21,985	20,999	20,157	20,149
合計	58,890	58,457	56,903	52,853	51,563	50,045	47,455	45,436	43,338	43,169
前回比		△ 433	△ 1,554	△ 4,050	△ 1,290	△ 1,518	△ 2,590	△ 2,019	△ 2,098	△ 169

※令和5年については、住民基本台帳（令和5年1月1日現在）より記載

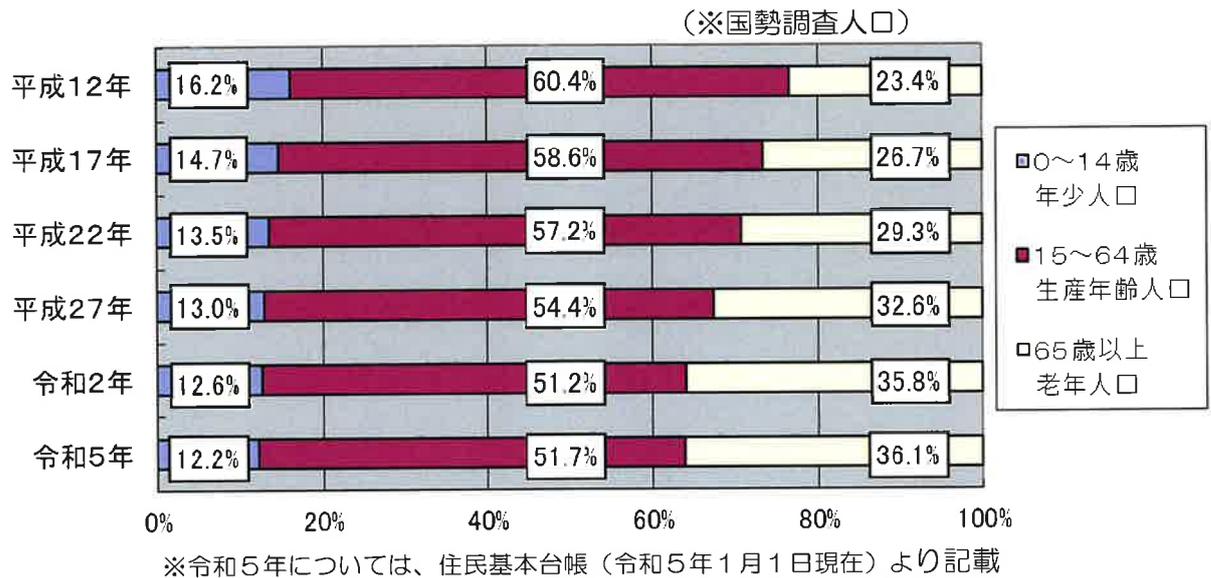


本市の国勢調査人口は、昭和55年（1980年）をピークとして、減少の傾向にある。

(※国勢調査・・・10月1日現在の「人口及び世帯」に関する各種の調査
 なお、平成17年までは旧島原市、旧有明町の計（以下(3)、(4)も同様）

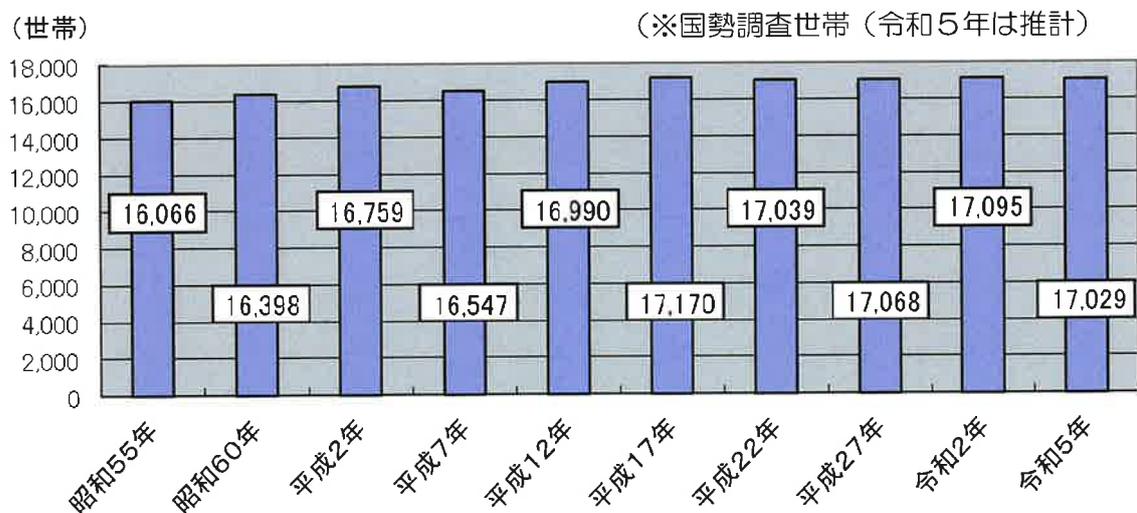
第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

(3) 年齢区分別人口割合の推移



年齢区分別人口の割合は、年少人口及び生産年齢人口は減少し、65歳以上の老年人口は急激に増加している。

(4) 世帯数の推移



世帯数については、人口の減少傾向にも関わらずほぼ横ばいの状態にあり、核家族化が進んでいることがうかがえる。

第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

2. 支援が必要な人等の状況

本市の総人口は減少傾向にあります。一方で、障害のある人や高齢者など地域において何らかの支援を要する人は増加傾向にあります。

(1) 障害のある人の状況

① 身体障害のある人の状況

・ 身体障害者手帳交付者数

令和4年度の身体障害者手帳の交付者数は2,245人となっています。身体障害者手帳交付者数の平成30年度から令和4年度までの4年間の増加率は△18.4%となっています。

・ 障害等級別

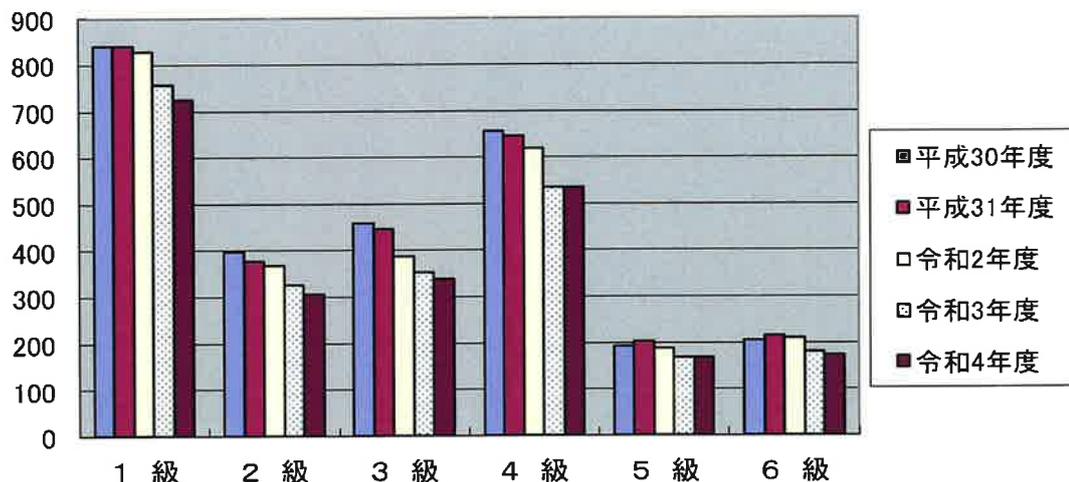
令和4年度の障害者等級別の内訳は、1級が724人、2級が307人、3級が338人、4級が535人、5級が168人、6級が173人となっています。

身体障害者手帳交付者数の推移(障害等級別) (単位:人)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	840	841	828	756	724
2 級	398	378	367	326	307
3 級	458	447	388	352	338
4 級	655	645	618	534	535
5 級	194	203	189	168	168
6 級	205	215	211	180	173
計	2,750	2,729	2,601	2,316	2,245

(各年4月1日現在)

(人)



第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

・障害種別

令和4年度の障害種別の内訳は、視覚障害が168人、聴覚障害が181人、言語障害が34人、肢体不自由が1,054人、内部障害が808人となっています。

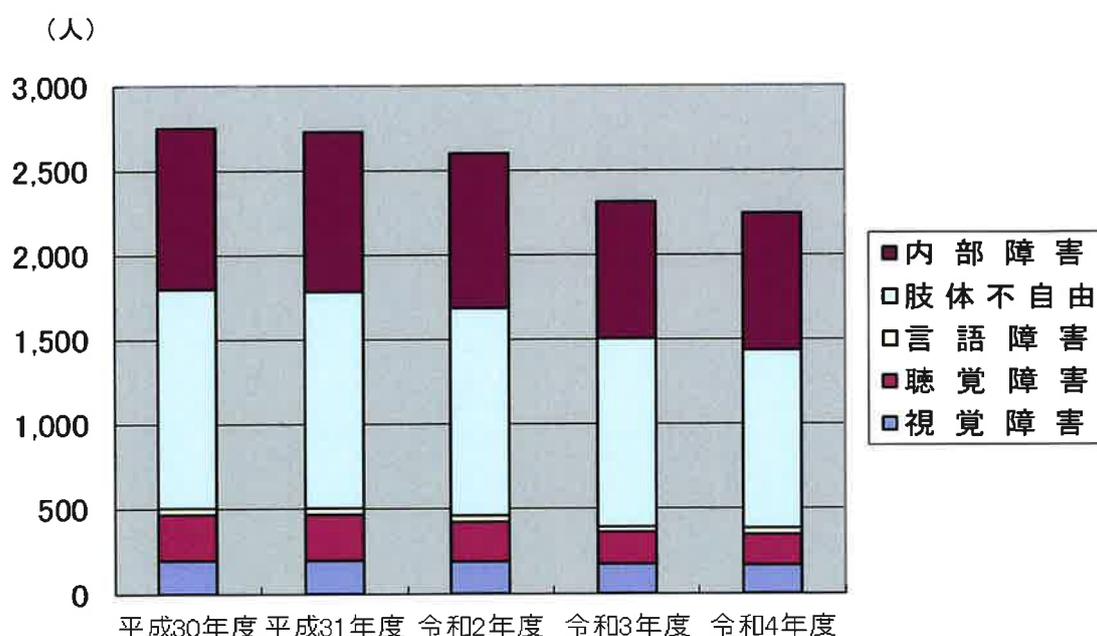
平成30年度から令和4年度までの年次推移を見ると、全種類において減少している状況です。

身体障害者手帳交付者数の推移(障害種別)

(単位:人)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	198	200	186	171	168
聴覚障害	269	269	238	189	181
言語障害	41	39	36	31	34
肢体不自由	1,294	1,274	1,229	1,110	1,054
内部障害	948	947	912	815	808
計	2,750	2,729	2,601	2,316	2,245

(各年4月1日現在)



第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

②知的障害のある人の状況

・療育手帳交付者数

令和4年度の療育手帳の交付者数は537人となっています。療育手帳交付者数の平成30年度から令和4年度までの4年間の増加率は4.5%となっています。

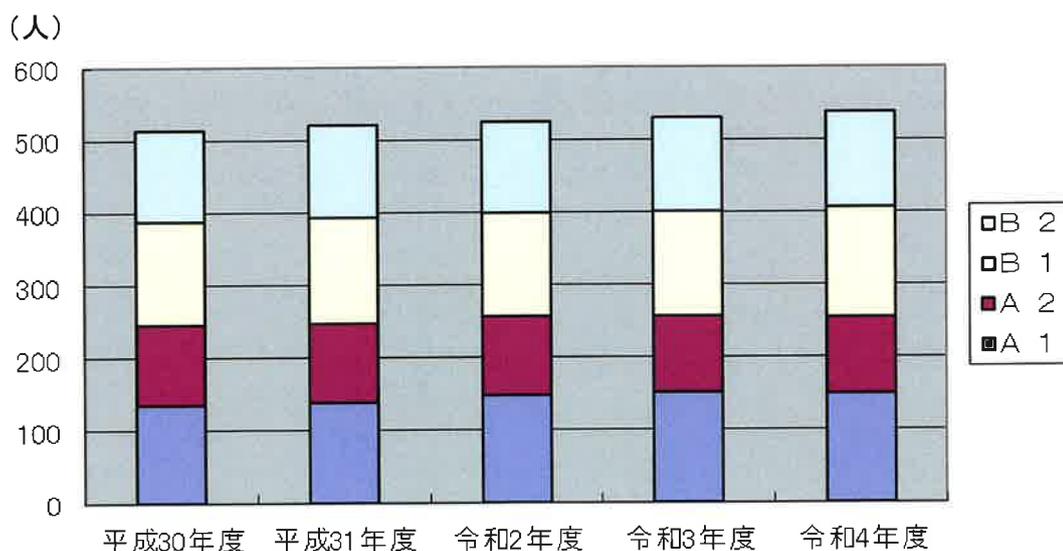
・障害程度別

令和4年度の障害程度別の内訳は、A判定が255人、B判定が282人となっています。平成30年度から令和4年度までの年次推移を見ると、A判定、B判定ともに増加しています。

療育手帳交付者数の推移(障害程度別) (単位:人)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A 1	134	139	147	151	149
A 2	112	109	110	105	106
B 1	141	145	142	145	151
B 2	127	128	125	128	131
計	514	521	524	529	537

(各年4月1日現在)



第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

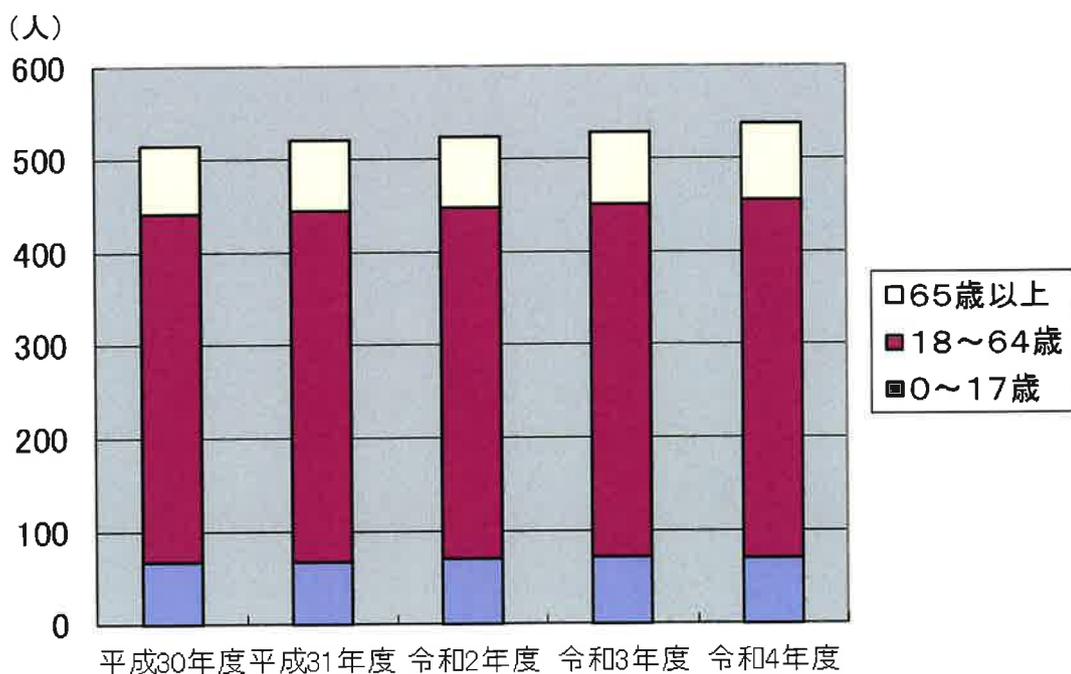
・年齢区分別

令和4年度における年齢区分別療育手帳の交付者数は、18歳未満は70人、18歳以上は467人となっています。

療育手帳交付者数の推移(年齢区分別) (単位:人)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	66	67	69	71	70
18～64歳	376	378	378	380	386
65歳以上	72	76	77	78	81
計	514	521	524	529	537

(各年4月1日現在)



第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

③精神障害のある人の状況

・精神障害者保健福祉手帳交付者数

令和4年度の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、345人となっています。精神障害者保健福祉手帳の交付者数の、平成30年度から令和4年度までの増加率は13.1%となっています。

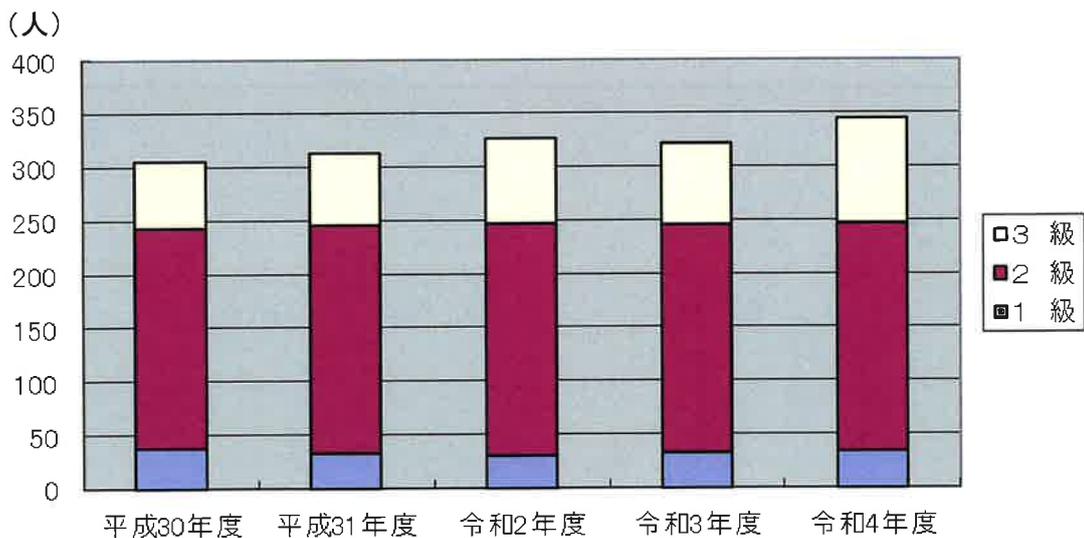
・障害等級別

令和4年度における障害等級別の内訳は、1級が34人、2級が213人、3級が98人となっています。平成30年度から令和4年度までの障害等級別の増加率は、1級が△10.5%、2級が3.9%、3級が58.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(障害等級別) (単位:人)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	38	33	30	32	34
2級	205	212	217	214	213
3級	62	68	79	75	98
計	305	313	326	321	345

(各年4月1日現在)



第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

・通院公費負担対象者数

令和4年度の通院公費負担対象者数は650人となっています。ここ数年は、精神障害者福祉手帳交付者数と同様に、増加傾向の状態にあります。

通院公費負担対象者数の推移

(単位:人)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通院公費負担対象者数	602	597	633	710	650

(各年4月1日現在)

(2) 高齢者の動向

①65歳以上の人口

本市の高齢化率（総人口に対する高齢者人口の割合）については、令和4年4月現在の住民基本台帳の数値では36.1%で、既に約3人に1人は65歳以上の高齢者となっており、高齢化が急速に進んでいます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口(人)	44,614	43,924	43,283
65歳以上人口(人)	15,506	15,608	15,624
比率(%)	34.8%	35.5%	36.1%

(各年度4月1日現在)

②年齢別高齢者の状況

年度	区分/年齢	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100～	合計
R2	男(人)	1,703	1,662	1,140	916	627	280	51	4	6,383
	女(人)	1,901	1,911	1,539	1,454	1,223	775	272	48	9,123
	計	3,604	3,573	2,679	2,370	1,850	1,055	323	52	15,506
R3	男(人)	1,657	1,793	1,111	882	650	285	57	4	6,439
	女(人)	1,851	2,077	1,415	1,482	1,254	751	287	52	9,169
	計	3,508	3,870	2,526	2,364	1,904	1,036	344	56	15,608
R4	男(人)	1,618	1,807	1,124	907	649	299	59	6	6,469
	女(人)	1,809	2,091	1,429	1,441	1,255	790	285	55	9,155
	計	3,427	3,898	2,553	2,348	1,904	1,089	344	61	15,624

(各年度4月1日現在)

第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

(3) 生活困窮世帯の状況

生活保護を受給している被保護世帯は、経済的・社会的要因や、年金などの他制度の影響を受けやすく、現在、増加の傾向にあります。また、65歳以上の高齢者世帯が被保護世帯に占める割合は令和4年4月現在で63.8%と高い数値を示しています。

一方、生活保護を受給していない生活困窮者が、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が制定され、本市においては「自立相談支援事業」及び「住宅確保給付金制度」を行っています。

①生活保護世帯数等の状況

(単位:世帯)

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保護世帯数	406	390	387	371	378
保護人員数	520	472	465	445	456
保護率(%)	1.17%	1.08%	1.07%	1.04%	1.08%

(各年度4月1日現在、停止世帯を除く)

②被保護世帯類型別保護世帯数の状況

(単位:世帯)

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	237	237	236	234	241
傷病・障害者	100	96	95	86	72
母子	11	5	6	5	6
その他	58	52	50	46	59

(各年度4月1日現在)

③労働力類型別保護世帯数の状況

(単位:世帯)

区分		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	20	10	14	7	8
	日雇労働者	36	40	34	34	40
	内職者	2	4	4	4	2
	その他の就業者	6	5	4	3	2
世帯主は働いていないが世帯員が働いている		9	8	7	9	9
働いている者のいない世帯		332	323	323	313	317

(各年度4月1日現在)

第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

④自立相談支援事業実施状況

(単位:人)

年度	新規相談数	プラン作成数	就労支援者数	増収者	就労開始者
H29	209	84	46	14	16
H30	184	100	28	3	17
H31	185	95	28	2	14
R2	280	173	44	4	25
R3	339	222	53	4	26

第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

3. 住民アンケートの実施概要

計画の策定にあたり、住民アンケートを実施しました。

- ・調査区域 : 島原市全域
- ・調査対象 : 島原市在住の満20歳以上の1,000名を無作為抽出

【内訳】

○地区別 : 市内7地区(有明、三会、杉谷、森岳、霊丘、白山、安中)からそれぞれ約140名

○男女別 : 男女各500名

○年代別 : 20歳代…100名

30歳代～70歳以上…各年代180名

- ・調査期間 : 令和4年12月2日～12月16日
- ・調査方法 : 郵送による依頼・回収

発送数(A)	回収数(B)	回収率 (B)/(A)	うち有効回答数
1,000	353	35.3%	343

※回収分のうち10件は地区名、性別、年代等未記入のため集計に反映されていません

※集計結果等については、資料編(P52～)に記載

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

みんなが助け合いながら
安心して暮らせるまちをつくろう

本市は、古くから島原半島の先駆的地域としての役割を担ってきました。「名水百選」や「水の郷」にも選出されるなど、古くから「水の都」と呼ばれています。まちの至るところから清らかな水が湧き出しており、その水は、まちを潤し、人の暮らしを支えています。また、温泉、火山、歴史など多くの地域資源に恵まれたまちです。

しかし一方では、若い世代や働き盛り世代の減少をはじめ、少子高齢化の進行や、核家族世帯やひとり暮らし高齢者世帯の増加などにより、福祉ニーズが増大しており、地域の理解や協力なくしては解決できない多種多様な問題が生じています。

こうした問題に対応していくためには、これまでのさまざまな福祉に関する取り組みなどを活かしながら、高齢者や障害のある人、また、働きながらの子育てや家族の介護で悩んでいる人など、誰もが元気でいきいきと安心して暮らすことができるよう、みんなの力で多様化する生活課題に取り組むことが大切です。

そのためには、

1. 一人ひとりが地域の課題や隣近所に住む人のことをもっと知ることにより、住みよい島原市をつくっていく担い手としての認識を高めていくこと
2. 地域課題や生活課題に対して、住民の自発的な活動や、地域の各種団体などが連携し、協働による活動を進めていくこと
3. 地域の課題や将来的な課題に対して、地域の住民及び各種団体、福祉関係機関、行政が連携をとりながら、課題解決に向けた仕組みづくりを進めていくこと

が重要となっています。

こうしたことを踏まえ、本計画では市民一人ひとりが温かいところを持ち、支え合い助け合いながら、人と人との交流、地域と地域の交流を深め、島原市に住む人と地域が一体となって地域づくりを進めていくことを目指し、「みんなが助け合いながら安心して暮らせるまちをつくろう」を基本理念として定めます。

2. 計画の基本目標

本計画では、市民アンケートでの回答やご意見等をもとに、地域の住民及び各種団体、福祉関係機関、行政等が、今後目指すべき4つの基本目標を設定しました。

(1) ふれあい・支え合いのまちをつくろう

町内会・自治会単位や小学校区単位など、身近な地域でお互いが困ったときや非常時に支え合い、助け合えるまちを目指し、世代間交流の推進や、見守り活動の活性化などに努めます。

(2) サービスが利用しやすい環境をつくろう

近年の社会情勢の変化等に伴い福祉ニーズが多様化するなかで、利用者自身が自分に適した福祉サービスを選択できるまちを目指し、福祉サービスに関する情報が得やすく、相談がしやすい体制づくりをはじめ、福祉サービスの充実と適切な利用促進に努めます。

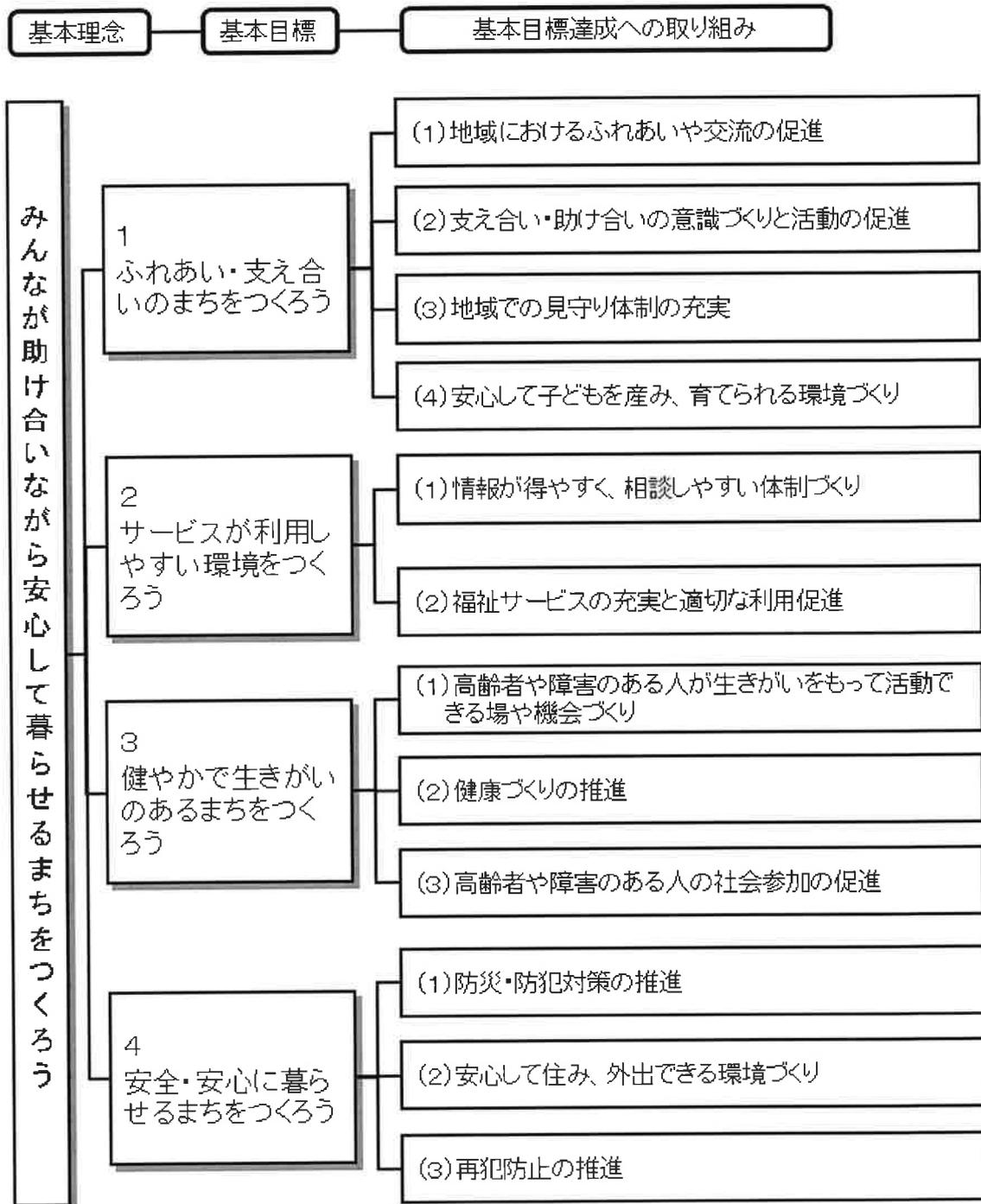
(3) 健やかで生きがいのあるまちをつくろう

高齢者や障害のある人をはじめ、誰もが生きがいをもって、健やかでいきいきと暮らせるまちを目指し、生きがいづくり活動の場や機会づくりをはじめ、健康づくりの推進などによる社会参加の促進に努めます。

(4) 安全・安心に暮らせるまちをつくろう

高齢者や障害のある人をはじめ、誰もが身近な地域で安全・安心に暮らすことができるまちを目指し、防災・防犯対策や再犯防止の推進をはじめ、道路などのバリアフリー化や交通環境対策などの取り組みに努めます。

3. 施策の体系



第4章 施策の展開

1. ふれあい・支え合いのまちをつくろう

(1) 地域におけるふれあいや交流の促進

現状と課題

近年、核家族化の進行や人々の生活様式の変化により、近所付き合いが希薄となりつつあります。昔から「向こう三軒両隣」と言ったように、近所付き合いなど、身近なところでのつながりが地域づくりの基本です。お互いの顔がわかり、ふれあいながら地域の中での連帯感を深めることは、地域の力となり、さまざまな地域の課題を解決する糸口となるでしょう。

地域のつながりをつくるうえでは、市民一人ひとりが声かけやあいさつなど、身近なところからの交流やふれあいを大切にするとともに、誰もが地域の活動や交流、ふれあいの機会に参加できるようにしていく必要があります。

【アンケートで多かった意見】

「問5 あなたは近所の人とどの程度お付き合いをしていますか？」では、20歳代から50歳代までは、会えば挨拶を交わす程度で、誘われない限り地域の行事や集まりには参加しないが一番多い結果となりました。

これからの方向性

<p>地域と団体で協力してできること</p>	<p>○地域住民による支え合い・助け合いのネットワークをつくり、その輪が広がるように努めます。</p> <p>○高齢者から子どもまで幅広い年代が楽しみながら集える機会を積極的につくり、世代間交流に努めます。</p> <p>○地域の既存施設などを活用した交流の場づくりに努めます。</p>
<p>市や市社会福祉協議会(以下、「社協」とします。)等を取り組むこと</p>	<p>○地域住民による支え合い・助け合いのネットワークづくりを支援します。</p> <p>○世代間交流事業を支援し、活動の促進を図ります。</p> <p>○地域の公共施設などを活用した交流の場づくりを支援します。</p>

市・社協の具体的取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会・自治会への加入促進 ○各地区、保育園・認定こども園、小学校などでの生ごみ堆肥化講習会等の開催 ○高齢者学級・女性学級・家庭教育学級・自主講座の開催 ○各地区で青少年健全育成協議会・女性会等が行う企画への支援 ○高齢者と子どもが合同で実施する地域コミュニティ活動の促進
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○食事（会食・配食サービス）支援 ○世代間交流支援



【生ごみ堆肥化講習会】



【一人暮らし高齢者の会食会】

(2) 支え合い・助け合いの意識づくりと活動の促進

現状と課題

市民にとって身近な行政はできる限り国よりも地方が行うという流れの中で、福祉活動をはじめ、まちづくりへの市民の参画は必要不可欠となってきています。

これからは、生活全般にわたる市民の福祉ニーズに対応できる体制を地域で確立していく必要があります。そのためには、地域に住む人の福祉や地域に対する関心を高めたり、活動参加の機会をつくる必要があります。

【アンケートで多かった意見】
 問6・問7の自分や家、または近所で手助けが必要となった場合の「受けたい支援」「提供できる支援」については、両方とも「安否確認の声かけ」「災害時の手助け」「相談相手」が多い結果となりました。

これからの方向性

地域と団体で協力してできること	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の福祉活動へ積極的に参加し、福祉に対する意識を高めます。 ○地域の活動に取り組む人材の確保に努めます。 ○各種団体の活動の情報を提供し、参加の呼びかけに努めます。
市や社協等で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉への理解と関心を高めることを目的に福祉教育を推進します。 ○地域の活動に取り組む人材の育成を支援します。 ○地域活動やボランティア活動の情報を発信します。

市・社協の具体的取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○各種ボランティア支援事業募集の市ホームページによる周知 ○社会教育関係団体への支援 ○民生委員・児童委員の活動への支援 ○福祉のまちづくり推進事業の実施（ボランティア活動等への助成）
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉協力校の指定 ○子どもボランティア教室の開催 ○小中高校の福祉体験学習への協力（講師派遣） ○ボランティアの育成援助 ○災害ボランティア啓発活動 ○社協だよりや社協ホームページの充実と啓発の強化

(3) 地域での見守り体制の充実

現状と課題

これからの地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりの参画が必要不可欠であり、そのための推進体制・組織をどのようにつくっていくかが今後の重要な課題となっています。

こうした中、地域で暮らす元気な高齢者や、豊富な知識・経験・能力をもった退職者などの地域の人材、福祉サービス提供事業者、各種団体、民生委員・児童委員などの相互の連携をもとに、協力体制をつくる必要があります。さらには、地域で支え合い助け合うための見守り体制やボランティアの活性化を図っていくことも必要です。

そして、地域においては高齢者をはじめ、障害のある人、子どもや子育てをしている母親など、支援を必要とする人が暮らしています。こうした支援の必要な人たちが身近な地域で安心して生活していけるよう、問題を早期に発見し、迅速に対応していくための活動も重要です。

現在、島原市では「あんしん支え合い活動」に取り組んでおり、地域の支援者（民生委員・児童委員、町内会・自治会、社協、地域包括支援センターなど）と共に、高齢者や障害のある方などが安心して暮らせるよう、平常時からの見守りなどを行っています。

また、近年では、高齢者や障害のある人、子どもへの虐待や、配偶者やパートナーに対する人権侵害であるドメスティック・バイオレンス（DV）が社会問題となっています。こうした問題を身近なものとしてとらえるとともに、早期発見・未然防止していけるよう、虐待やDV、ストーカーなどに関する啓発を進め、適切に対応できる体制の整備が求められています。

これからの方向性

<p>地域と団体で協力してできること</p>	<p>○身近な地域で見守りに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近所付き合いを深めます。 ・虐待やDV・ストーカーについての知識を身につけ、早期発見及び未然防止に努めます。
<p>市や社協等で取り組むこと</p>	<p>○各種団体間の連携に努めます。</p> <p>○地域の団体間のネットワークづくりを支援します。</p> <p>○身近な課題を解決するための相談を受けます。</p> <p>○地域の活性化を図る事業を支援します。</p> <p>○ボランティア団体が行う福祉活動などを支援します。</p>

市・社協の具体的取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等見守りネットワーク、高齢者等見守りネットワーク連携協定の推進 ○ひとり暮らし等高齢者対策の実施（緊急通報システム事業など） ○家庭児童相談室の設置 ○乳児家庭全戸訪問事業の実施 ○養育支援訪問事業の実施 ○ODV・ストーカー相談の対応 ○子ども、女性、高齢者、障害者等への虐待に関する相談対応の充実 ○認知症高齢者の支援の充実（認知症サポーター養成講座の実施等） ○島原市ふれあい収集事業の実施（高齢者、障害者へのゴミ出しの支援） ○島原市あんしん支え合い活動の実施（高齢者等の見守り） ○子ども家庭総合支援拠点の設置
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり暮らし高齢者住宅安全点検の実施 ○地区社会福祉協議会の支援 ○心配ごと相談所の開設 ○ボランティア講座の開催 ○ボランティア団体への助成 ○市民後見人候補者の養成 ○日常生活自立支援事業の実施



【高齢者等見守りネットワーク（模擬訓練）】



【高齢者住宅安全点検】

(4) 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

現状と課題

少子化や核家族化の進行、近所付き合いの希薄化、共働き家庭の増加など社会環境が変化しています。そして、育児の相談やアドバイスなどを受けられる親が近所にいない、あるいは気軽に相談できる人が周囲にいないということで、子育てをしている親が一人で悩んでしまう「子育ての孤立化」が問題となっています。こうした状況を背景に、子育てを地域全体で支援していくことが求められています。

アンケートにおいても、親の仕事に合わせた保育施設やサービスの充実、子育ての不安や悩みを相談できる場所や機会などを求める声が多く上がっています。

そうしたことから、今後、地域の中で安心して、子どもを産み育てることができるよう、学童保育や一時預かりなど、安心して子どもを預けられる場所の充実を図り、また子育てをしている母親や子どもたちが交流できる場の確保、子育てに関する情報提供に努めることが必要です。

【アンケートで多かった意見】

「問10 子どもが地域で健全に育つために、特に重要と思うものはどれですか？」では、前回と同様の結果となりました。

- ・親の仕事の形態に合わせた保育施設やサービスの充実
- ・父母がともに家事・育児ができるための支援
- ・子育ての不安や悩みを相談できる場所や機会

これからの方向性

地域と団体で協力してできること	<p>○親同士のつながりの場に参加します。</p> <p>○子育て支援センターを活用します。</p> <p>○子育てサロンなど親同士のつながりの場の確保に努めます。</p>
市や社協等で取り組むこと	<p>○安心して子育てができるよう、各関係機関の充実に努めます。</p> <p>○保護者同士の交流の場づくりに努めます。</p> <p>○子育て支援に関する情報提供に努めます。</p>

市・社協の具体的取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援室の運営 ○親育ちプログラム事業及び育児支援プログラム事業の実施 ○ブックスタート事業の実施 ○産前・産後のママサポート事業の実施 ○ファミリーサポート事業の実施 ○ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施 ○安心して子どもを預けられる場所の確保（学童保育・一時預かり・病児保育・休日保育等） ○乳幼児、小・中・高校生及びひとり親家庭の福祉医療費助成事業の実施 ○すこやか子育て支援事業の実施 ○ひとり親家庭への自立支援 ○家庭訪問や個別相談等の個別支援の充実 ○家庭教育学級の実施
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○「社協だより」の発行やホームページの活用 ○団体等への助成 ○黄色い傘贈呈事業の実施



【親育ちプログラム事業】



【黄色い傘の贈呈式】

2. サービスが利用しやすい環境をつくろう

(1) 情報が得やすく、相談しやすい体制づくり

現状と課題

福祉サービスが多様化するなかで、利用者自身が自分に適した福祉サービスを自らの意思で選択できるようにしていくことが重要です。そのためには、効果的な情報提供が必要となってきます。福祉サービスの利用者にとって、情報の入手しづらさや利用方法が解らないといったことがないよう、情報提供機能を高めることはもちろん、地域内での福祉情報を充実していくと共に、さまざまな情報が誰でも、どこでも得られるような体制の整備を図ることが求められます。

また、住民が抱える課題や問題を早期に発見し、深刻な事態に陥る前に適切に対応するためには、気軽に相談することができる場を確保することが必要となってきます。

地域包括支援センターをはじめ、各相談窓口の周知を図り認知度を高めると共に、身近な地域の中で気軽に生活に関する相談をすることができ、相談内容によっては各専門機関など、最適な相談機関を紹介してくれるような、総合的な相談支援体制の充実を図ることが求められます。

これからの方向性

地域と団体で協力してできること	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌やパンフレットなどに目を通し、情報の把握に努める。 ○民生委員・児童委員をはじめ地域福祉に関係する人が、必要な情報を提供し、行政等につないでいきます。
市や社協等で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌やさまざまな講座などにより、福祉制度やサービスの情報提供に努めます。 ○福祉・医療にかかわる総合相談窓口の充実に努めます。

市・社協の具体的取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○市のホームページ、広報、ケーブルテレビ、町内回覧やSNS（LINE・ツイッターなど）等の情報提供を充実 ○地域包括支援センター、民生委員・児童委員等の関係機関相互の連携
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○「社協だより」やホームページにより情報提供 ○心配ごと相談所の開設

(2) 福祉サービスの充実と適切な利用促進

現状と課題

住み慣れた地域で生活するためには、福祉サービスの充実が必要となります。島原市では高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉に関する個別の計画を策定し、それぞれに沿った福祉施策を推進しています。しかし、近年の社会情勢の変化や福祉ニーズの多様化、さらには各福祉分野での制度変更などにより、それに対応するための施策の充実や仕組みの再構築が求められています。特に高齢者福祉や障害者福祉においては、住み慣れた地域で自立した生活を送ることが求められており、在宅サービスの充実や家族介護者への支援がますます重要となってきています。併せて、生活困窮者についても、平成27年度より、生活困窮者自立支援法に基づき、「自立相談支援事業」及び「住宅確保給付金制度」の実施により、支援を行っているところです。

一方、サービスの充実だけでなく、利用者の立場に立ったサービス提供ができるよう、人材の資質の向上などによるサービスの質的向上を図ることも必要となっています。

また、誰もが安心して必要なサービスを利用できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度を周知するとともに、利用の促進を図り事業を定着させることが大切です。

【アンケートで多かった意見】

問8 高齢者が地域で暮らしていく上で特に重要と思うものはどれですか？

- ・在宅での医療や介護サービス
- ・買い物・通院などの移動手段の確保
- ・安否確認の仕組みづくり

問9 障害のある方が地域で暮らしていく上で特に重要と思うものはどれですか？

- ・安定して医療を受けられる体制
- ・障害のある人に対する周囲の理解と協力
- ・日常生活の支援

問8・問9ともに、前回と同様の結果となりました。

これからの方向性

地域と団体で協力してできること	<p>○福祉サービスについての正しい認識を深めます。</p> <p>○身近に支援を必要とする人がいる場合は、民生委員・児童委員や市役所などへつなぎ、サービス利用を勧めます。</p>
-----------------	--

第4章 施策の展開

市や社協等で 取り組むこと	<p>○各福祉分野の計画に基づき、サービスの必要な人への適切なサービス提供に努めます。</p> <p>○福祉ニーズの把握とその解決に努めるとともに、新たなニーズの把握とその対策やサービス実施について検討します。</p> <p>○日常生活自立支援事業や成年後見制度について周知するとともに、制度利用を支援します。</p> <p>○職員の資質向上を図り、質の高いサービス提供に努めます。</p> <p>○日常生活自立支援事業の充実に努め、事業の推進を図ります。</p> <p>○成年後見制度について関係機関と調整します。</p>
------------------	--

市・社協の具体的取り組み

市	<p>○障害者等に関する障害福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービス（居宅介護など）の充実 ・日中活動系サービス（就労移行支援や短期入所など）の充実 ・地域生活支援事業（地域活動支援センター事業や日常生活用具給付事業など）の推進 <p>○高齢者等に関する在宅福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援対策（生きがい活動支援通所事業など）の実施 ・家族介護支援対策（ねたきり老人等介護見舞金支給事業など）の実施 <p>○成年後見制度利用支援事業の実施</p> <p>○福祉サービスに関する相談対応の充実</p> <p>○生活困窮者の自立支援（自立相談支援事業、住宅確保給付金の実施）</p>
社協	<p>○日常生活自立支援事業の実施</p> <p>○法人後見事業の実施</p>

3. 健やかで生きがいのあるまちをつくろう

(1) 高齢者や障害のある人が生きがいをもって活動できる場や機会づくり

現状と課題

高齢者や障害のある人の生きがいのひとつとして、地域の人々とのふれあいは重要であり、こうした活動の場や機会づくりが求められています。

今後も、高齢者を対象とするふれあいサロンの開催や老人クラブでの催しなどを通じて、生きがいづくり活動や交流の機会を拡充するとともに、地域の既存施設などを活用し、交流の場の確保を進めていくことが大切です。

これからの方向性

地域と団体で協力してできること	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で行われているふれあいサロンに参加するように努めます。 ○高齢者が日中過ごしたり、交流できる場や機会づくりに努めます。 ○障害のある人への理解を深めるため、体験学習などの参加に努めます。
市や社協等で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生きがい活動等、講座の充実を図ります。 ○ふれあいサロンや会食会などの交流の場づくりを支援します。 ○障害のある人同士の交流や、障害のある人とない人の交流の促進に努めます。 ○障害者団体等の活動を支援します。

市・社協の具体的な取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家、空き店舗の活用による、新たな憩いの場の創設 ○高齢者学級の実施 ○小中学校における福祉教育への講師派遣
---	--

社協	○ふれあいサロンの普及促進
	○全世代型交流の場づくり普及促進
	○団体等への助成



【高齢者学級（健康体操）】



【福祉体験（車いす）】

（2）健康づくりの推進

現状と課題

平均寿命が延伸している一方で、脳卒中や糖尿病などの生活習慣病の増加や、高齢化に伴う認知症や寝たきりによる要介護者の増加が大きな社会問題となっています。

誰もがいきいきと生活するためには、一人ひとりが健康であることが必要です。そのため、健康づくりについては、生活習慣病の予防や介護予防などの取り組みが必要であり、各年代を通じて地域の身近なところで健康づくりに関する知識を身につけたり、自分にあった健康づくりに取り組むことが求められています。

【アンケートで多かった意見】

問11 健康・医療に関して、特に重要と思うものはどれですか？

- ・夜間や休日の救急・医療体制の充実
- ・健康診断を受けやすい方法や場所の充実
- ・悩みやストレスについて相談できる場所

※「悩みやストレスについて相談できる場所」が前回より回答割合が増加している結果となりました

これからの方向性

<p>地域と団体で協力してできること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりに関する情報の収集に努めます。 ○地域での健康づくりに関する講話への参加に努めます。 ○健康に関する情報交換の機会づくりに努めます。 ○地域における健康づくりを推進するリーダーとなる人材の活用に努めます。
<p>市や社協等で取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりに関する情報提供や啓発に努めます。 ○地域での健康づくりに関する講話の開催に努めます。 ○健康に関する情報交換の機会づくりを支援します。 ○地域における健康づくりを推進するためのリーダーとなる人材の育成を図ります。

市・社協の具体的取り組み

<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○母子健康診査、特定健康診査、がん検診等の充実及び受診率向上対策の実施 ○健康教室や健康相談の充実による市民の健康づくりの支援 ○予防接種の実施及び接種率向上対策の実施 ○健康づくりに関するリーダーの育成・支援
<p>社協</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各種研修会や講習会を通じた健康づくりに関する情報提供 ○ボランティア（福祉・健康づくりを含めた）の育成・支援及び連携 ○介護予防に関する活動団体との連携・資源集の作成



【母子健康診査】



【健康教室（ルディックウォーキング教室）】

(3) 高齢者や障害のある人の社会参加の促進

現状と課題

高齢者が培ってきた豊富な知識、技能、経験を地域で活かすことは、高齢者の生きがいにつながるとともに、地域の活性化に不可欠であり、こうした経験などを活かした高齢者の地域活動への参加の促進や就労の継続しやすい環境づくりが求められています。

アンケートにおいても、高齢者においては「知識や経験を活かせる生きがいづくりの場所や機会」が、障害のある人においては「社会参加や収入を得るための就労の機会」が、それぞれ重要という意見が多くみられました。

これからの方向性

地域と団体で協力してできること	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動への参加の呼びかけや情報提供に努めます。 ○障害についての正しい理解と認識を深め、啓発活動に努めます。 ○関係機関と連携し社会参加のための手助けに努めます。
市や社協等で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブ活動など高齢者の地域活動を支援します。 ○障害のある人への理解を深める取り組みを推進します。 ○学校における福祉教育の充実に努めます。 ○障害のある人やその家族への相談機関の周知と相談活動の充実に努めます。 ○手話通訳など、障害のある人をサポートする人材の養成・確保に努めます。

市・社協の具体的取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○（公社）島原市シルバー人材センターの活動支援 ○敬老事業や老人クラブ活動への支援 ○既存公共交通の利用促進、バス交通空白地帯の解消等による移動手段の確保 ○高齢者、障害者への交通機関利用助成事業の実施 ○障害者の社会参加に関する地域生活支援事業（行動援護、同行援護、手話通訳者等の派遣など）や就労継続支援などの自立支援給付の実施
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○団体への助成 ○福祉教育において学校と福祉機関・団体の連携調整 ○子どもボランティア教室の開催 ○ボランティア講座等の開催 ○ガイドヘルパー事業の普及促進



【グラウンドゴルフ大会】



【点訳ボランティア講習会】



【子どもボランティア教室】

4. 安全・安心に暮らせるまちをつくろう

(1) 防災・防犯対策の推進

現状と課題

近年、台風、地震などの自然災害や、高齢者が犯罪に巻き込まれる事案の増加に伴って、市民の防災・防犯に対する関心が高まっています。これらを地域の生活課題として認識し、防災対策、防犯対策に関する地域組織的な取り組みが求められている中で、特に、緊急災害時の援助として自主防災組織づくりや要支援者の支援が課題となっています。

「市民が主役。地域未来づくりプロジェクト！」などにおいても幅広い視点から多くの意見があり、防災・防犯に関する意識啓発や情報提供等の充実が求められています。

これからの方向性

<p>地域と団体で協力してできること</p>	<p>○地域で助け合いの意識を高め、災害時の避難支援の取り組みに努めます。</p> <p>○日頃から、民生委員・児童委員、町内会・自治会、消防団などが連携し、地域の高齢者や障害者など支援が必要な方々（避難行動要支援者）への声かけや見守りに努めます。</p> <p>○地域における防犯の意識を高め、知識を身に付けるよう努めます。</p>
<p>市や社協等で取り組むこと</p>	<p>○災害発生時において、避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できるような体制づくりに努めます。</p> <p>○災害発生時の避難行動要支援者のための避難所について、既に指定している福祉施設に加え、更なる施設の指定に努めるなど、避難所の確保に努めます。</p> <p>○学校、ボランティア、警察、保護者との連携・協力のできる関係づくりに努めます。</p>

市・社協の具体的取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者台帳の整備及び関係機関における情報の共有 ○ひとり暮らし等高齢者対策の実施（火災警報器・電磁調理器の給付など） ○避難所の指定及び周知（地域防災計画） ○防犯灯の設置 ○避難訓練の実施、防災に係る研修会の開催 ○市民相談センター運営
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時におけるボランティア窓口の開設、該当民間組織との連携強化



【避難訓練（救急救命）】



【避難訓練（福祉避難所）】

(2) 安心して住み、外出できる環境づくり

現状と課題

高齢者や障害のある人、子ども連れの親が外出したり社会参加したりするためには、安心して歩ける幅の広い歩道や公共施設の段差の解消など、ユニバーサルデザインに基づく、安心して外出できる環境づくりが求められています。また、高齢者や障害のある人が安心して住めるように、住宅のバリアフリー化が求められています。

一方、外出支援を進めていくうえでは、交通安全の意識を高めることも大切です。「市民が主役。地域未来づくりプロジェクト！」などにおいても、自転車の交通マナーの改善や交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、防犯灯など）の新設、再点検などの要望があげられています。

今後、これらの課題をふまえ、誰もが安心して住み、外出できる環境づくりを進めていく必要があります。

これからの方向性

<p>地域と団体で協力してできること</p>	<p>○地域の危険箇所を把握し、関係機関への情報提供に努めます。</p> <p>○交通安全教室などへの参加に努め、交通安全に関する知識や技術を身につけるよう努めます。</p> <p>○日常的な見守り活動を行い、子どもや高齢者などに交通安全を呼びかけます。</p>
<p>市や社協等で取り組むこと</p>	<p>○誰もが利用しやすい施設や道路の整備に努めます。</p> <p>○交通安全教室などを開催し、交通マナーの向上に努めます。</p> <p>○住宅のバリアフリー化を推進します。</p>

市・社協の具体的取り組み

<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全教室の開催 ○自転車の街頭指導 ○防犯灯の設置 ○高齢者交通安全に関する広報・啓発活動の推進 ○車道と歩道の段差をなくす（バリアフリー化）、その他交通安全に関わる補修、修繕 ○市営住宅のバリアフリー化 ○市営住宅の老人世帯、身体障害者世帯、母子・父子世帯、単身向け住宅の確保 ○高齢者学級における交通安全教育 ○高齢者、障害者への交通機関利用助成事業の実施 ○高齢者への住環境改善支援事業の実施 ○交通安全杖支給事業の実施
----------	--

社協	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育の推進 ○子どもボランティア教室の開催 ○福祉協力校への支援 ○ガイドヘルパー事業普及促進
----	---



【交通安全教室】



【高齢運転者体験講習】

(3) 再犯防止の推進

現状と課題

平成14年度以降、刑法犯の認知件数が減少する一方で、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」は増加しております。安全で安心して暮らせる社会を構築するうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が課題となっており、犯罪や非行の防止と犯罪をした人たちの更生について、長崎県再犯防止推進計画等を踏まえ関係機関・団体との連携を取りながら、安全で安心して暮らせる環境づくりを図ることが重要です。

これからの方向性

地域と団体で協力してできること	<ul style="list-style-type: none"> ○立ち直ろうとする更生保護活動に関心を持ちます。 ○更生保護ボランティア活動の支援に努めます。
-----------------	--

市や社協等で 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・団体等（県・民間団体等）との連携体制の構築 ○就労の支援等による社会の居場所づくり ○保健医療・福祉サービスの提供 ○地域の犯罪や非行の防止等学校との連携支援 ○民間協力者の活動の促進、広報・啓発の推進
------------------	---

市の具体的取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"> ○広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進 ○民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 ○就労の支援等による社会の居場所づくり
---	--

その他 「新たな日常」に対応した地域福祉の促進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの社会・経済活動が縮小し、高齢者等の孤立や子どもの心身への影響、減収や失業による生活困窮状態などの新たな課題が発生しています。

また、コロナ禍における実施方法を検討しながら、市及び社会福祉協議会の取り組みを推進します。また、このような状況であっても、ウィズコロナを見据えて、つながりが途切れることなく地域における福祉活動が行われるよう、コロナ禍にあっても工夫しながら活動している事例の収集及び共有を図ります。

第4章 施策の展開

5. 数値目標

市や社会福祉協議会の具体的取り組みに関する数値目標や見込み数として、以下のように設定します。（※ 各部門の個別計画において設定された数値目標を記載している項目があり、目標年度が本計画の終期と異なるものがあります。）

～基本目標1. ふれあい・支え合いのまちをつくろう～

○地区、学校などでの生ごみ堆肥化講習会等の開催（市の取組）（単年）					
現状（R4年度末見込）	4箇所	R9年度末目標	4箇所		
○高齢者学級・女性学級・家庭教育学級・自主講座の開催（市の取組）（単年）					
現状（R4年度末見込）	高齢者学級	59回	R9年度末目標	高齢者学級	63回
	女性学級	78回		女性学級	82回
	家庭教育学級	27回		家庭教育学級	40回
	自主講座	25回		自主講座	42回
○ひとり暮らし等高齢者対策の実施（市の取組）（累計）					
緊急通報システム事業 テレホンサービス	現状（R4年 度末見込）	150人 49人	R9年度末 目標	180人 54人	
○認知症高齢者の支援（認知症サポーターの養成）（市の取組）（累計）					
現状（R4年度末見込）	7,745名	R9年度末目標	9,745名		
○認知症高齢者の支援（認知症高齢者等個人賠償責任保険への加入） （市の取組）（累計）					
現状（R4年度末見込）	66名	R9年度末目標	70名		
○島原市ふれあい収集事業の実施（市の取組）（累計）					
現状(R4年12月末現在)	98件	R9年度末目標	100件		
○島原市あんしん支え合い活動の実施（市の取組）（累計）					
名簿登録者 協力町内会・自治会	現状（R4年度 末見込）	53% 86団体	R9年度末 目標	60% 95団体	
○食事（会食・配食サービス）支援（社協の取組）（単年）					
現状（R4年度末見込）	13回	R9年度末目標	18回		
○世代間交流支援（社協の取組）（累計）					
現状（R4年度末見込）	28回	R9年度末目標	38回		

第4章 施策の展開

○福祉協力校の指定（社協の取組）			（累計）
現状（R4年度末見込）	21校	R9年度末目標	21校

～基本目標2. サービスが利用しやすい環境をつくろう

○障害者等に関する障害福祉サービスの充実（市の取組）			（単年）
・訪問系サービスの充実			
居宅介護（ホームヘルプ）など	現状（R4年度末見込）	月63人分	R9年度末目標 月73人分
・日中活動系サービスの充実			
就労継続支援	現状（R4年度末見込）	月4,852人日分	R9年度末目標 月5,119人日分
短期入所		月221人日分	
※人日分・・・（月間の利用人数）×（一人一月あたりの平均利用日数）で算出			
○高齢者等に関する在宅福祉サービスの充実（市の取組）			（単年）
・生活支援対策の実施			
訪問理美容サービス事業	現状（R4年度末見込）	10回	R9年度末目標 10回
・家族介護支援対策の実施			
在宅高齢者介護見舞金支給事業	現状（R4年度末見込）	133人	R9年度末目標 150人
○成年後見制度利用支援事業の実施（市の取組）			（単年）
現状（R4年度末見込）	申立件数 5件	R9年度末目標	申立件数 5件
○生活困窮者の自立支援（市の取組）			（単年）
新規相談	現状（R4年度末見込）	220件	R9年度末目標 200件
プラン作成	未見込	150件	目標 130件
※国が定める目標値			
○日常生活自立支援事業の実施（社協の取組）			（累計）
現状（R4年度末見込）	58人	R9年度末目標	50人
○法人後見事業の実施（社協の取組）			（累計）
現状（R4年度末見込）	10件	R9年度末目標	30件

第4章 施策の展開

～基本目標3. 健やかで生きがいのあるまちをつくろう

○母子健康診査、特定健康診査、がん検診等の充実及び受診率向上対策の実施 (市の取組) (単年)						
母子健康診査	現状	95.0%	R9年度末 目標	100%		
特定健康診査	(R4年 度末見込)	45.0%		60%		
がん検診		胃	9.6%		胃	50%
		肺	20.5%		肺	50%
		大腸	13.9%		大腸	50%
		乳	20.7%		乳	50%
		子宮	28.5%		子宮	50%
○健康教室や健康相談の充実による市民の健康づくりの支援 (市の取組) (単年)						
転倒予防体操サークル	現状 (R4年 度末見込)	18箇所	R9年度末 目標	19箇所		
認知症予防サークル		—		5箇所		
○予防接種の実施及び接種率向上対策の実施 (市の取組) (単年)						
MRⅠ期	現状 (R4年度 末見込)	85.0%	R9年度末目標	95%		
MRⅡ期		95.0%		95%		
○健康づくりに関するリーダーの育成・支援 (市の取組) (累計)						
食生活改善推進員	現状 (R4年 度末見込)	87名	R9年度末 目標	105名(7地区×15名)		
健康づくり推進員		64名		70名(7地区×10名)		
○障害者への交通機関利用助成事業の実施 (市の取組) (単年)						
重度心身障害者福祉交通 機関利用助成事業	現状 (R4年度 末見込)	335人	R9年度末 目標	370人		
○障害者の社会参加に関する地域生活支援事業の実施 (市の取組) (単年)						
手話通訳者、要約筆記 者の派遣	現状 (R4年度 末見込)	2人	R9年度末 目標	7人		
手話奉仕員養成講習の 修了者	現状 (R4年度 末見込)	4人	R9年度末 目標	8人		
○ふれあいサロンの普及促進 (社協の取組) (累計)						
現状 (R4年度末見込)	34か所	R9年度末目標	40か所			
○全世代型交流の場づくりの普及促進 (社協の取組) (累計)						
現状 (R4年度末見込)	1か所	R9年度末目標	7か所			

第4章 施策の展開

○子どもボランティア教室の開催（年1回）（社協の取組）（単年）			
現状（R4年度末見込）	10名	R9年度末目標	50名
○ボランティア講座等の開催（社協の取組）（単年）			
現状（R4年度末見込）	3回	R9年度末目標	3回

～基本目標4. 安全・安心に暮らせるまちをつくろう

○ひとり暮らし等高齢者対策の実施（市の取組）（単年）			
火災警報器給付事業	現状（R4年度末	52件	R9年度末
電磁調理器給付事業	見込）	1件	目標
			54件
			1件
○自転車の街頭指導（市の取組）（単年）			
現状（R4年度末見込）	2回	R9年度末目標	3回
○高齢者学級における交通安全教育（市の取組）（単年）			
現状（R4年度末見込）	5回	R9年度末目標	7回(各地区1回)
○高齢者等住環境改善支援事業や交通機関利用助成事業の実施（市の取組）（単年）			
高齢者等住環境改善支援事業	現状（R4年	2件	R9年度末
高齢者福祉交通機関利用助成事業（※障害者については基本目標3に記載）	度末見込）	3,204人	目標
			3件
			3,800人
○交通安全杖支給事業の実施（市の取組）（単年）			
交通安全杖支給事業	現状（R4年度末見込）	72件	R9年度末目標
			84件

第5章 計画の推進

本計画では、第3章において「みんなが助け合いながら安心して暮らせるまちをつくろう」を基本理念として定めています。また、第4章においては、市民アンケートなどでいただいた意見、要望等をもとに具体的な取り組みを提示しています。

これらのことを実行・実践し計画を推進することが重要であることから、以下のような方策が必要となります。

1. 市役所内の推進体制の整備

本計画は、福祉、保健、教育、交通、住宅、防災、防犯などさまざまな分野にわたっていることから、市役所内の関係各部署の情報の共有化と連携を図り、地域福祉の視点から総合的に施策が推進されるよう取り組みます。

2. 地域福祉の推進を担う島原市社会福祉協議会の役割

社会福祉法により、市社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として位置づけられています。本計画の推進においても、各分野で島原市社会福祉協議会が大切な役割を担います。

〈市社会福祉協議会の主な役割〉

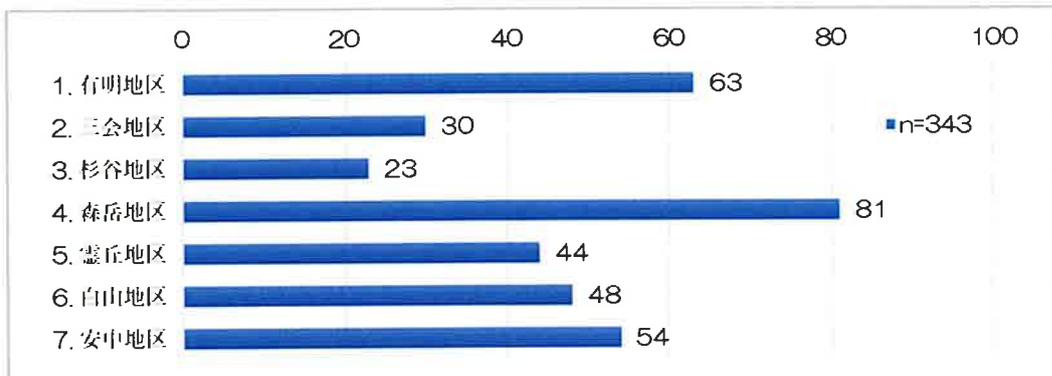
- ①地域住民の福祉活動への参加をコーディネートします。
- ②地域活動に対するノウハウの提供や相談体制の強化に取り組みます。
- ③福祉課題の把握に努め、住民や市と連携し解決を図ります。

3. 住民、関係団体との連携

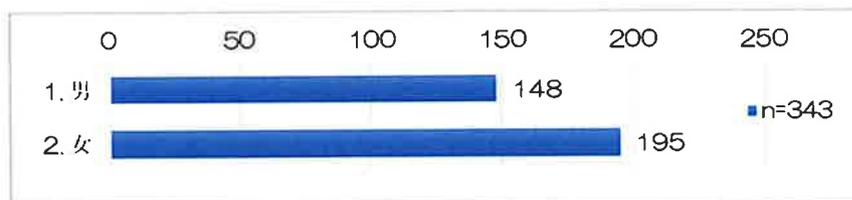
地域では、町内会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉サービス提供事業者などのさまざまな団体や組織が活動しています。これらの活動が互いに連携することにより、地域のがさがさらに強くなります。そのためには、地域での話し合いや情報交換ができるネットワークが必要です。市や市社会福祉協議会は、地域でのネットワークづくりを支援するとともに、地域住民や各種関係団体との協働による取り組みを推進します。

資料編

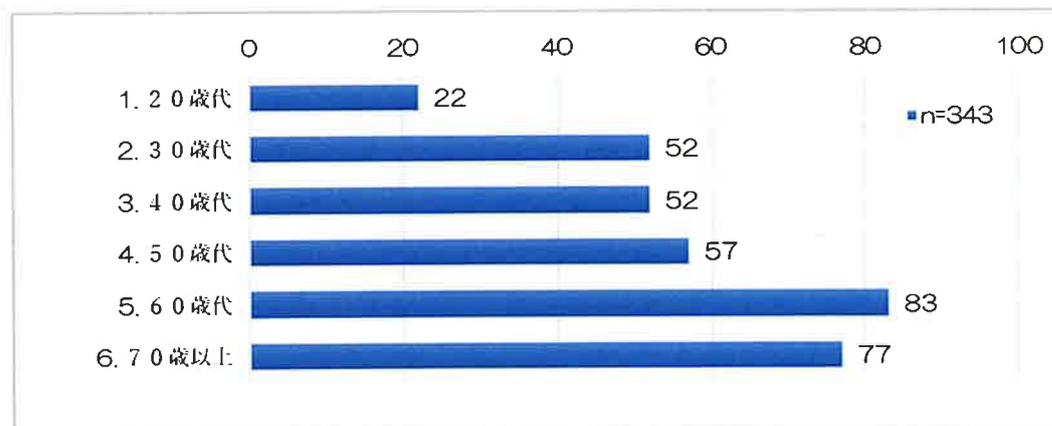
問1 お住いの地区を教えてください。



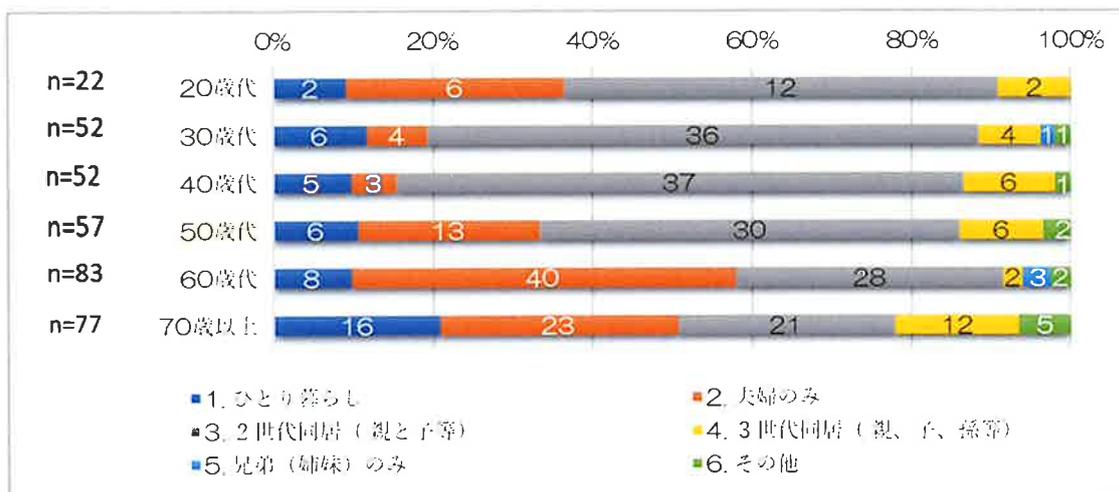
問2 あなたの性別を教えてください。



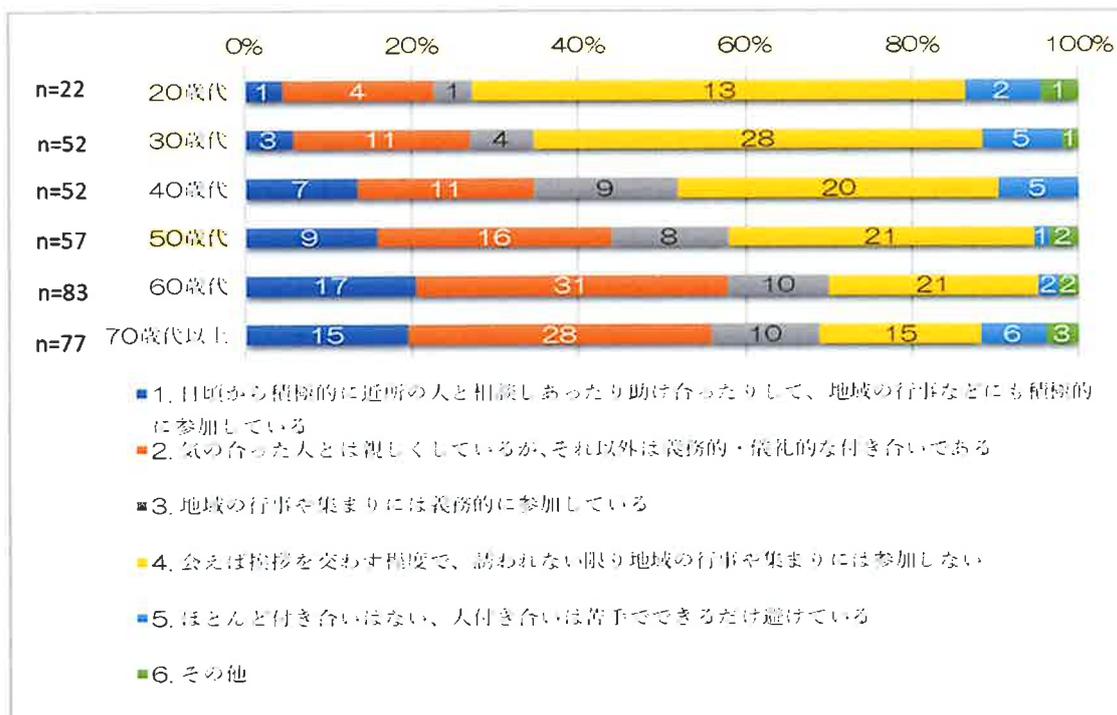
問3 あなたの年齢を教えてください。



問4 あなたの世帯の構成を教えてください。



50歳代までは「3.2世代同居(親と子等)」の回答が多いが60歳代からは「1.ひとり暮らし」や「2.夫婦のみ」の回答が増えて、高齢者のみの世帯が多いことが伺えます。

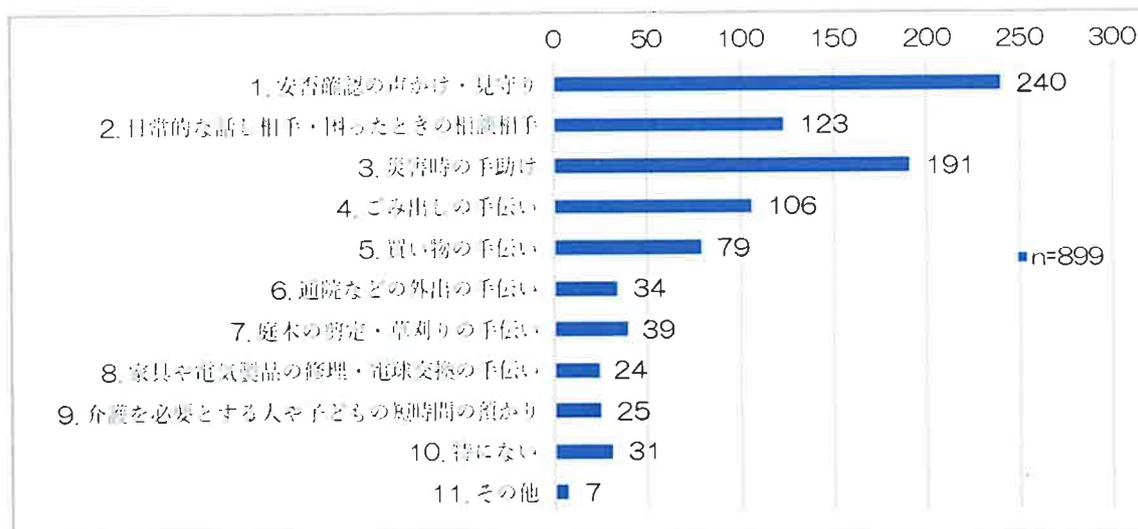
問5 あなたは近所の人とどの程度お付き合いをしていますか？
(該当するもの1つに○をつけてください。)

20歳代～50歳代までは「4. 会えば挨拶を交わす程度で、誘われたい限り地域の行事や集まりには参加しない」の回答が一番多く、60歳代以降は「2. 気のあった人とは親しくしているが、それ以外は義務的・儀礼的な付き合いである」の回答が一番多くなっている。このことから、50歳代までの人はあまり地域の行事や集まりに参加しておらず、地域との関りが希薄化してきていることが伺えます。

問6 あなたやご家族に手助けが必要となったとき、近所の人にどのような支援をしてほしいと思いますか。（該当するもの全てに○をつけてください。）

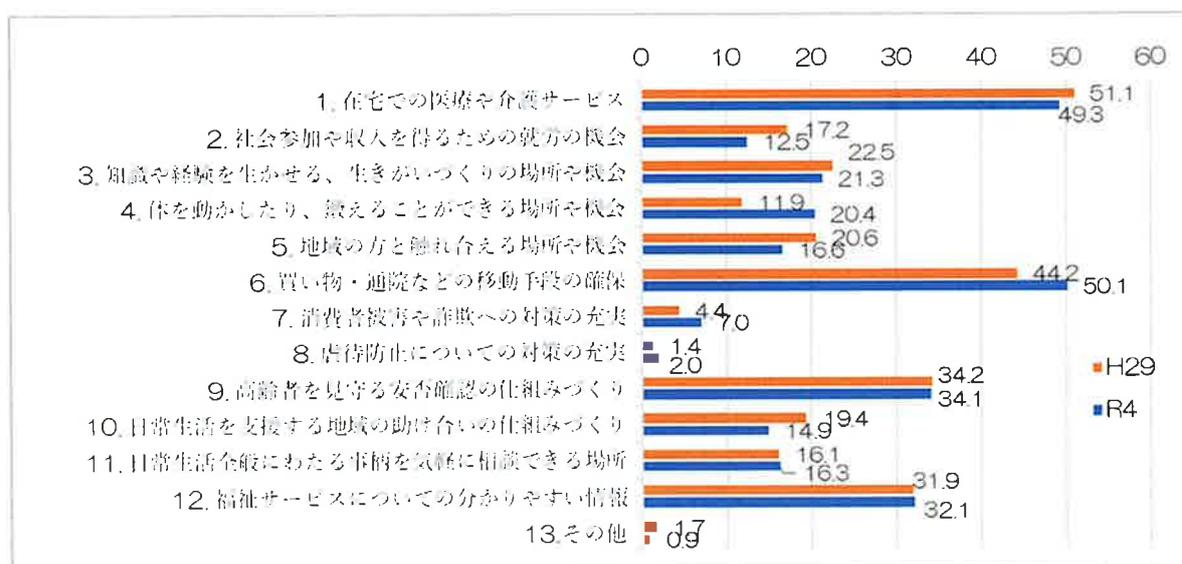


問7 あなたのご近所で手助けが必要な家庭があったとき、どのような支援ができると思いますか。（該当するもの全てに○をつけてください。）



問6と問7については、上位3項目は同一のものになりましたが、次に多かった回答が、してほしい支援については「10.特にない」、できると思う支援については、「4.ごみ出しの手伝い」となりました。また、回答数についても問6より問7が190多く、共助の意識が伺えます。

問8 高齢者が地域で暮らしていく上で特に重要と思うものはどれですか？
(3つ以内で○をつけてください。)

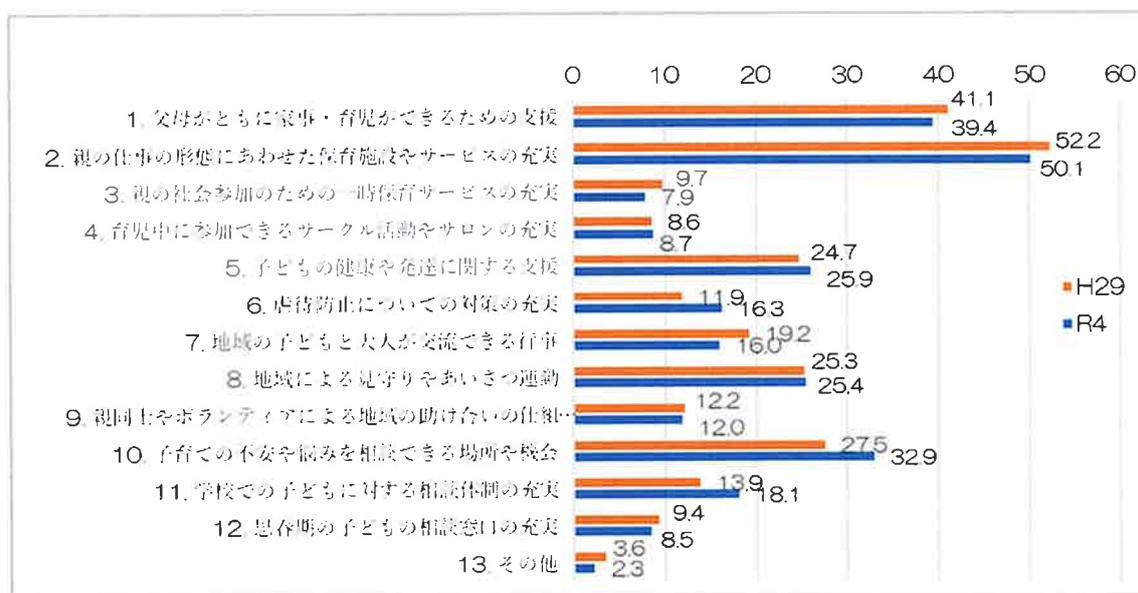


前回の回答結果と比較すると、「4.体を動かしたり、鍛えることができる場所や機会」や、「6.移動手段の確保」、「7.消費者被害や詐欺への対策の充実」が前回より多い結果となりました。このことから、健康な体作りや、移動手段の確保、犯罪防止への関心が高まっていることが伺えます。

問9 障害のある方が地域で暮らしていく上で特に重要と思うものはどれですか？
(3つ以内で〇をつけてください。)

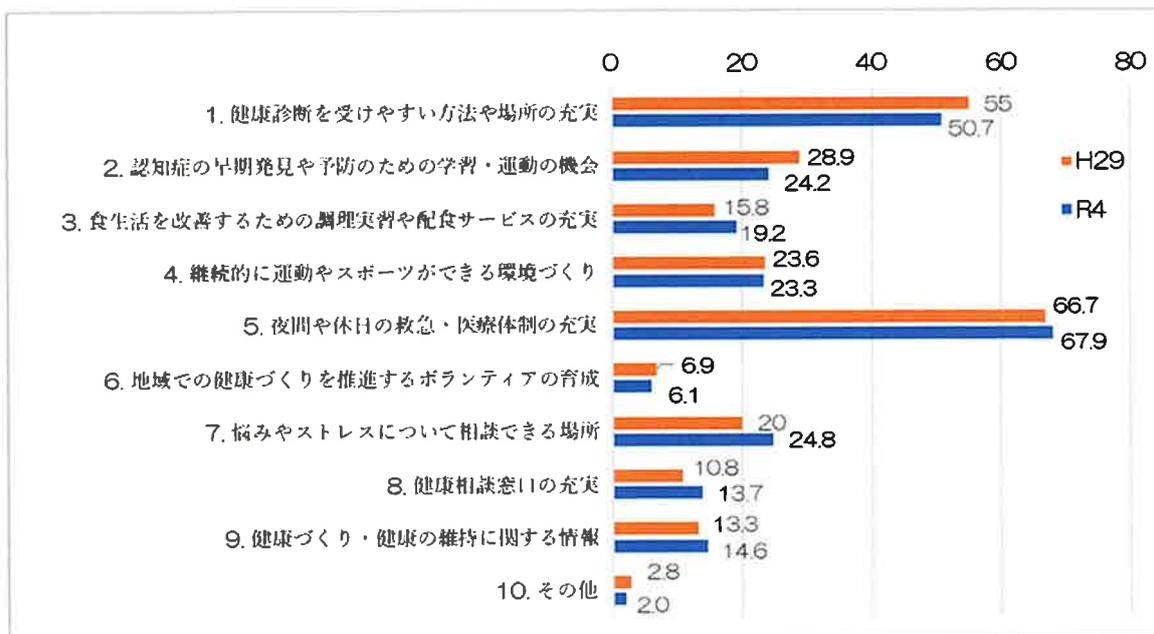


問10 子どもが地域で健全に育つために、特に重要と思うものはどれですか？



前回の回答結果と比較したところ、問9も問10も上位3項目は同一のものとなりました。

問11 健康・医療に関して、特に重要と思うものはどれですか？
（3つ以内で〇をつけてください。）



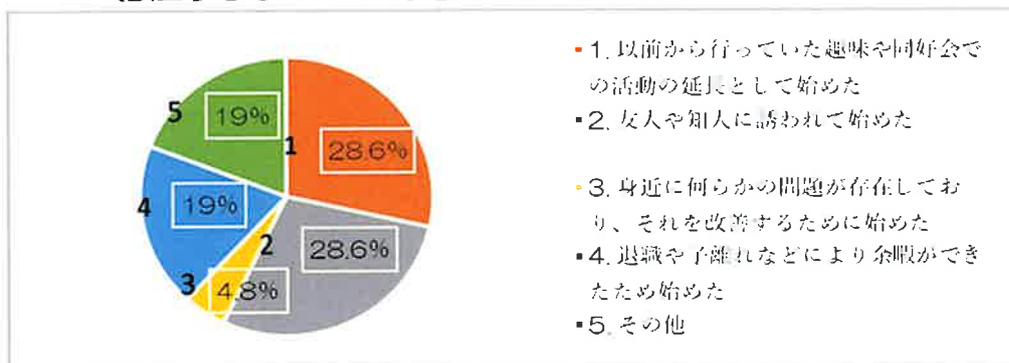
前回の回答と比較すると、「7. 悩みやストレスについて相談できる場所」の回答の割合が多くなっています。

問12 あなたは、地域での助け合いやボランティア・NPO 活動等に参加していますか？（どちらかに〇をつけてください。）

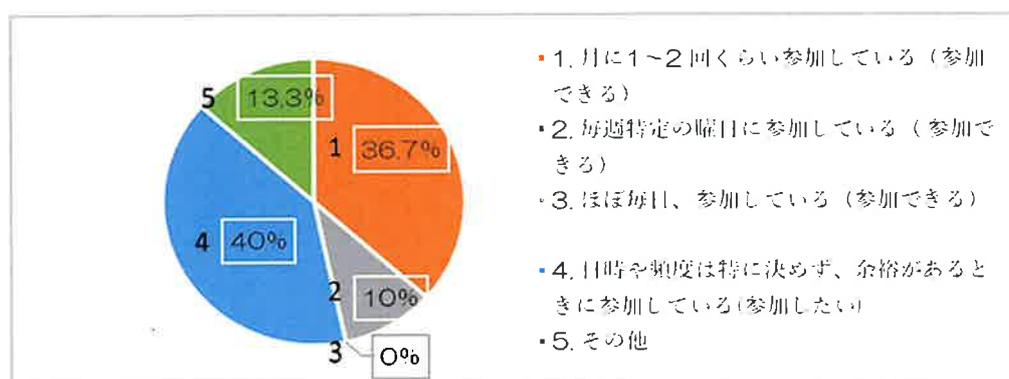


【「1. 参加している」と答えた方】

問13 地域での助け合いやボランティア活動を始めたきっかけは何ですか？
（該当するもの1つに○をつけてください。）



問14 あなたは地域での助け合いやボランティア活動にどの程度参加していますか？（該当するもの1つに○をつけてください。）

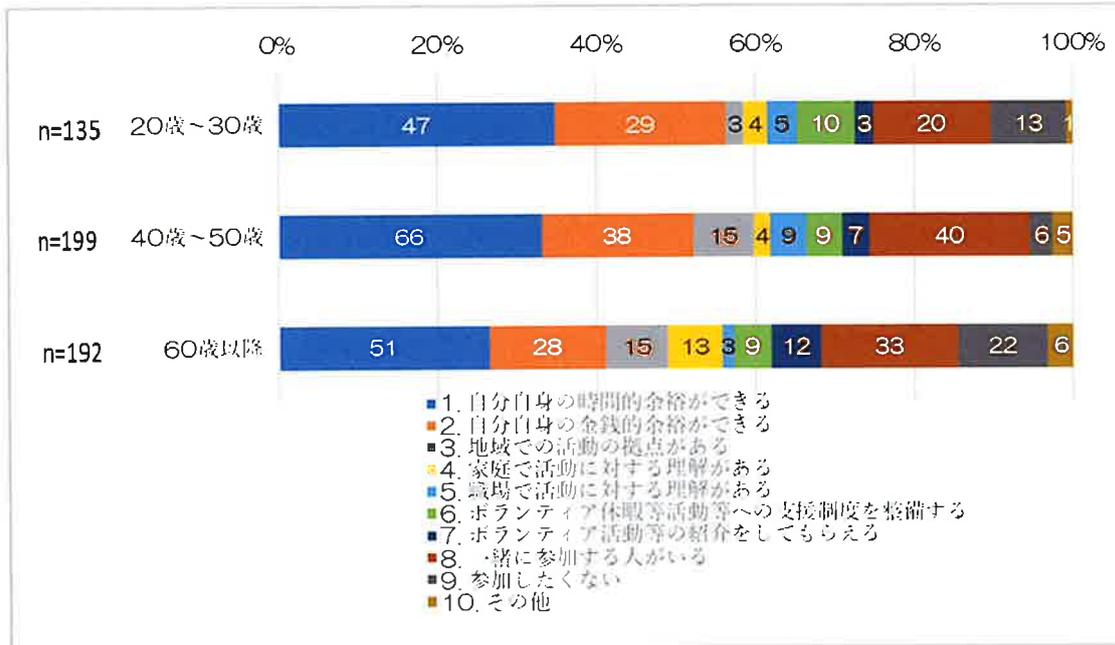


【「2. 参加していない」と答えた方】

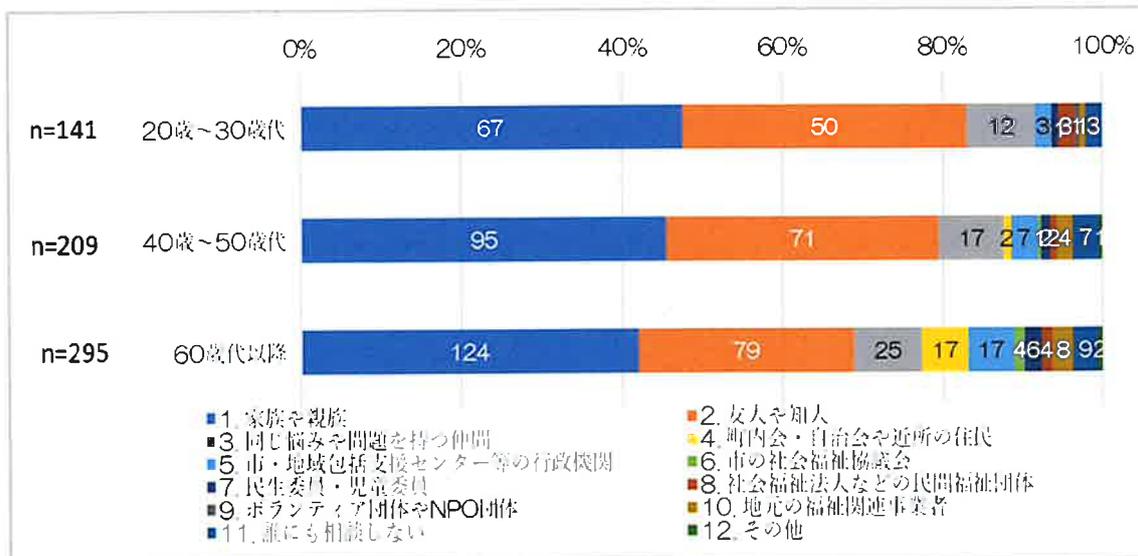
問15 地域での助け合いやボランティア活動に参加した事がない（今は参加していない）のはなぜですか？（特に該当するものに1つに○をつけてください。）



問16 どのようになれば地域での助け合いやボランティア活動に参加しても良いと思いますか？（3つ以内で〇をつけてください。）

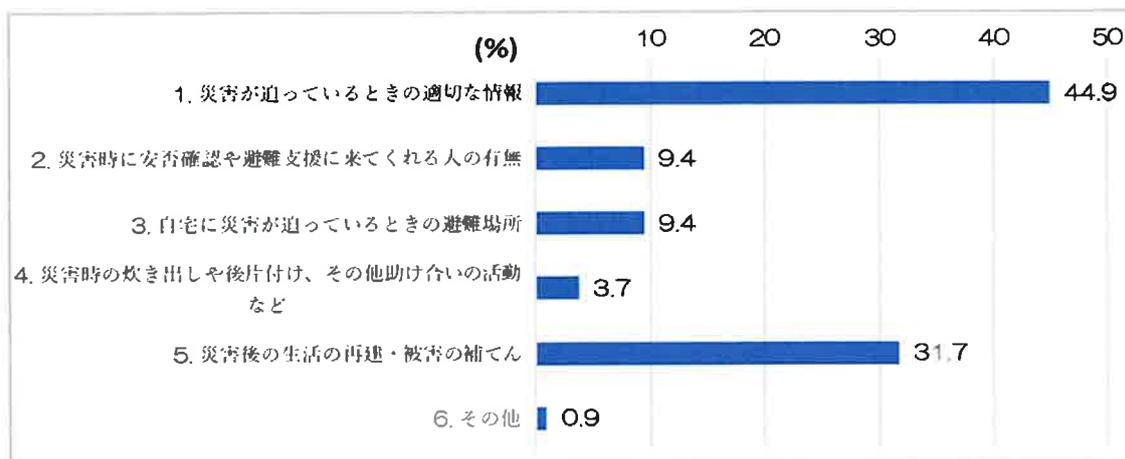


問17 あなたは生活上の問題について助言や手助けが欲しいときに誰に相談していますか？（3つ以内で〇をつけてください。）

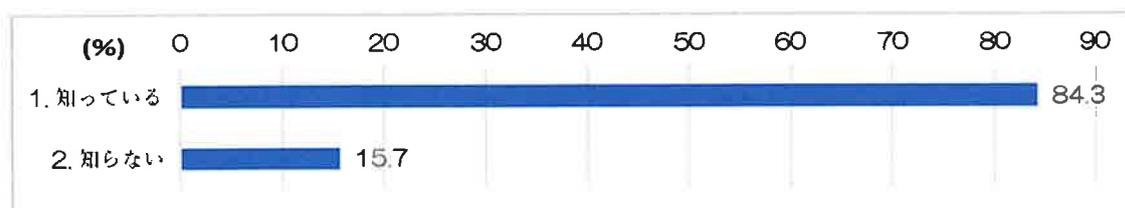


相談相手として、「1.家族や親族」「2.友人や知人」が全ての世代で多い結果となりました。また、年齢が高くなるにつれて、さまざまな機関に相談していることが伺えます。

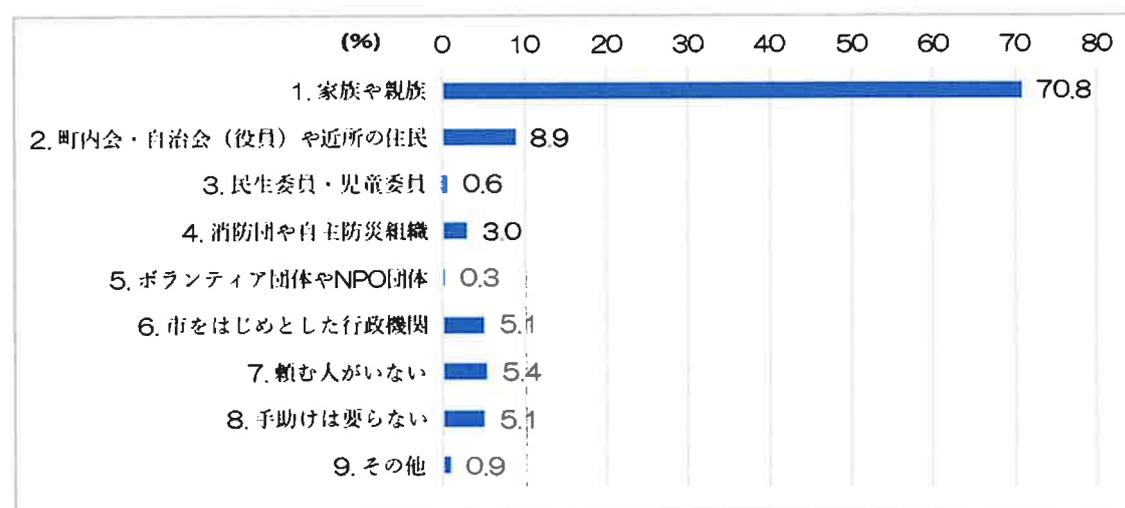
問18 災害が起こった時に不安に思うことはどれですか？
(特に必要と思うもの1つに○をつけてください。)



問19 災害時のあなたの地区の避難場所を知っていますか？
(どちらかに○をつけてください。)



問20 災害時に避難するとき、誰に手助けをお願いしますか？
(該当するもの1つに○をつけてください。)



「1.家族や親族」の次に「2.町内会・自治会(役員)や近所の住民」が多い結果となりました。

1. 島原市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 島原市の地域福祉の推進に関する事項を総合的に定める島原市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）及び島原市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の策定に当たり、市民から幅広く意見を求めるとともに、地域福祉（活動）計画の策定方針、内容その他必要な事項について審議するため、島原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）地域福祉計画の策定及びその方針の検討に関すること。
- （2）地域福祉活動計画の策定及びその方針の検討に関すること。
- （3）その他必要な事項

（委員）

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）各種関係団体の代表者
- （2）公募により選出された者
- （3）学識経験者
- （4）その他市長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から島原市地域福祉（活動）計画策定の日までとする。

ただし、委員の辞任に伴う後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

2. 島原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(R5年3月現在、順不同、敬称略)

分類	氏名	団体名及び団体の役職	本委員会の役職
地域福祉団体	河田 誠	島原市民生委員児童委員協議会連合会会長	
地域福祉団体	小峯 克彦	島原市老人クラブ連合会事務局長	委員長
地域福祉団体	長田 和久	島原市青少年健全育成連絡協議会副会長	
地域福祉団体	平野 嗣雄	島原市手をつなぐ育成会理事長	
地域福祉団体	本多 輝男	島原市身体障害者福祉協会会長	
地域福祉団体	伊藤 サツキ	島原市母子寡婦福祉会会長	
地域福祉団体	山平 進	島原地区保護司会会長	
地域福祉団体	辻野 絵理香	島原市PTA連合会副会長	
地域コミュニティ 構成団体	菅崎 盛秋	島原市町内会・自治会連合会会長	
医療・福祉 関係者	永代 秀顕	社会福祉法人悠久会理事長	
医療・福祉 関係者	辻 敏子	島原市地域包括支援センター所長	副委員長
学識経験者	岩永 秀徳	鎮西学院大学社会福祉学科長	
市民公募	今坂 秀春	市民公募	
市民公募	市川 克子	市民公募	